
中野市まちづくり基本計画について

中野市 建設水道部 都市計画課

《目 次》

1. まちづくり基本計画の策定にあたって	
1-1. まちづくり基本計画とは	1
1-2. 計画の位置づけ	3
1-3. まちづくり基本計画の策定体制	4
1-4. まちづくり基本計画の概要	5
1-5. まちづくり基本計画の構成	6
2. 中野市の現況	
2-1. 人口	7
2-2. 土地利用	15
2-3. 都市施設	23
2-4. 都市交通	27
2-5. 都市機能	32
2-6. 地価	33
2-7. 災害	35
3. 上位・関連計画	
3-1. 第2次中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）	43
3-2. 第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）	44
3-3. 長野県流域治水推進計画（令和3年2月 長野県）	45
4. まちづくりに関する市民の意向	
4-1. お住まい周辺の住みやすさ（満足度・重要度）	46
4-2. 中野市の将来像について	48
4-3. 定住意向	49
4-4. 外出する際に最も利用する交通手段	50
4-5. 中心市街地で維持・充実すべき施設	51
4-6. 国道292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべきだと思ふ施設	51
4-7. 防災・減災対策として、重視すべき取り組み	52
5. 都市づくりの課題	
5-1. 都市のまとめ	53
5-2. 都市づくり課題図	54

1. まちづくり基本計画の策定にあたって

1-1. まちづくり基本計画とは

中野市の都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中においても持続可能なまちづくりを実現するための取組を定める「立地適正化計画」は、根拠法は異なるものの、都市計画に関する長期的なマスタープランとしての性格を持つ計画であり、重複する内容や相互に連携する内容も多いことから、本市では、都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の検討を一体的に進め、「都市計画マスタープラン編」と「立地適正化計画編」の2編で構成（分冊）される「中野市まちづくり基本計画」（以下、「まちづくり基本計画」という。）を策定します。

都市計画マスタープランとは？

- 土地利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を定めるものが「都市計画」です。さらに、より良いまちをつくっていくために、総合的な指針としてまとめたものが「都市計画マスタープラン」です。（都市計画法第18条の2により、市町村が定める）
- 「都市計画マスタープラン」では、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明示します。
- 中野市では平成20年度に都市計画マスタープランを策定していますが、人口減少・少子高齢化の進行など社会・経済情勢の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しに着手していきます。

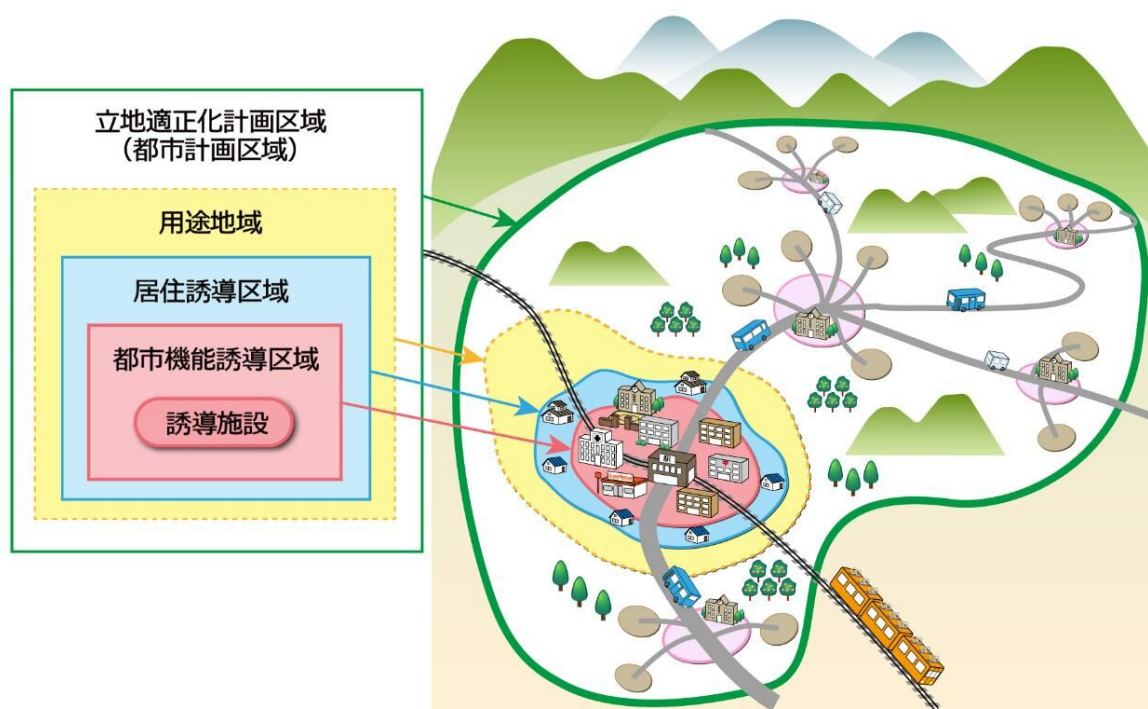
立地適正化計画とは？

- 平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画が制度化されました。
- 立地適正化計画の方向性として、集約型都市構造（コンパクト+ネットワークのまちづくり）を目指す取組を推進することが求められています。
- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。

立地適正化計画では、「都市再生特別措置法」及び「都市計画運用指針（国土交通省）」に基づき、下記の事項を記載します。

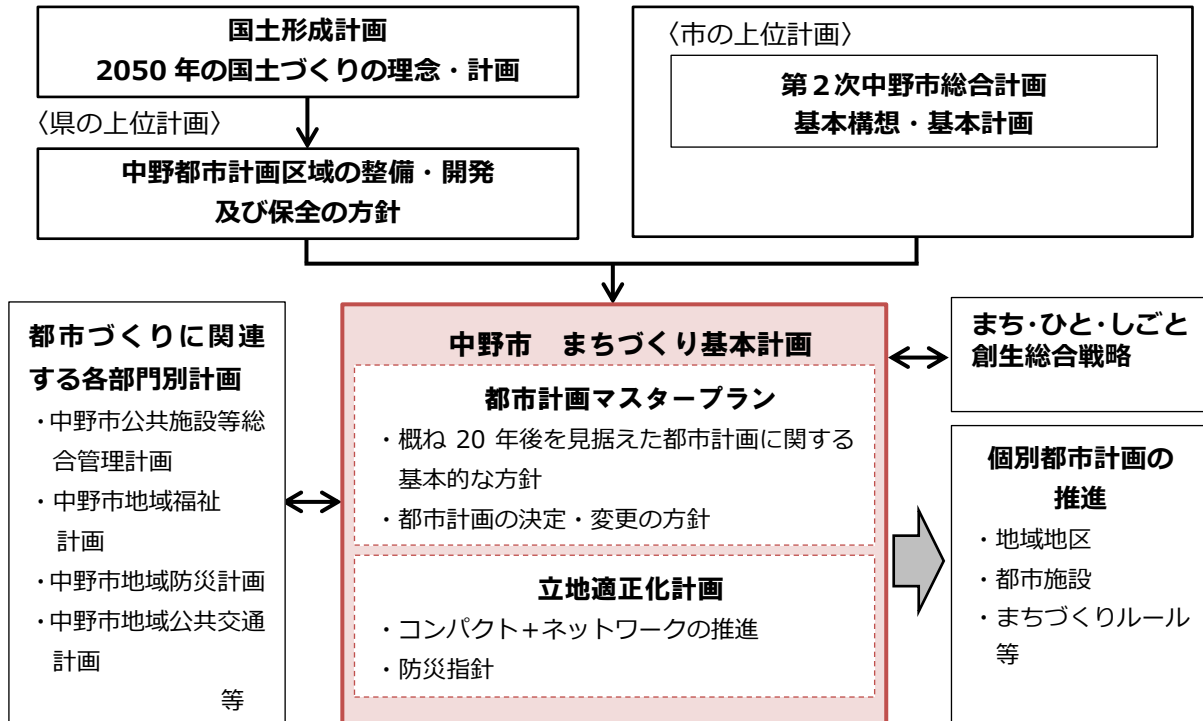
表 立地適正化計画の記載事項

項目	内容
1 立地適正化計画の区域	立地適正化計画の対象区域を定めます。
2 立地の適正化に関する基本的な方針	立地適正化計画で目指すまちづくりの目標・方針を定めます。
3 誘導施設	都市機能誘導区域内において立地を維持・誘導すべき都市機能増進施設を設定します。
4 都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能増進施設を都市の拠点に維持・誘導することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定します。
5 居住誘導区域	医療・福祉・商業等の生活サービス機能を持続的に確保できるように、居住を促進し、一定エリアの人口密度の維持を図る区域を設定します。
6 防災指針	都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の防災・減災対策を定めます。
7 誘導施策	都市機能や居住の維持・誘導を図るために必要な施策を定めます。
8 目標値	施策等の達成状況を評価・分析するための目標値を定めます。



1-2. 計画の位置づけ

まちづくり基本計画は、市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」や、長野県が定める「中野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中野都市計画区域マスタープラン）」に即して、本市が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めます。



1-3. まちづくり基本計画の策定体制

「中野市まちづくり基本計画策定に伴う庁内検討委員会」(以下、「庁内検討委員会」という。)及び、「中野市まちづくり基本計画策定に伴う外部検討委員会」(以下、「外部検討委員会」という。)を立ち上げ、計画策定に向けた庁内調整や専門的な見地からの意見聴取などを行います。

計画の推進にあたっては、子育て・学校教育、健康・福祉、産業・雇用、文化・生涯学習、定住環境、協働・行政経営などの多様な分野との連携が求められることから、上位・関連計画で定める方針と整合を図るとともに、関連計画とまちづくり基本計画が一体的かつ効果的に機能するよう、庁内検討委員会等を通じて、十分に調整を行います。

また、計画の検討段階から、アンケート調査・地区別住民説明会・パブリックコメント等を通じて都市づくりに対する住民意向を把握し、計画素案に反映していきます。

計画の最終的な案については、中野市都市計画審議会にて承認を受けるとともに、中野市議会全員協議会へ報告を行います。

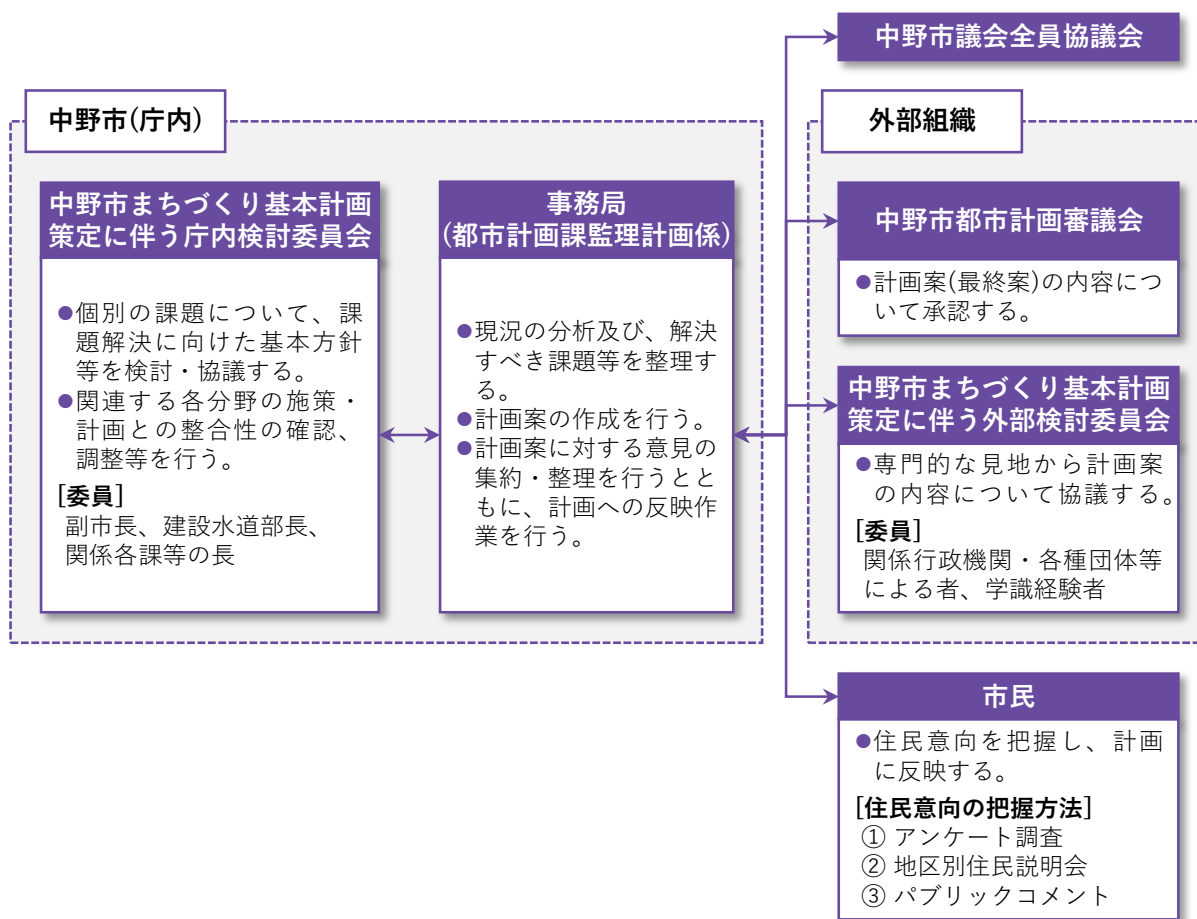


図 計画の策定体制

1-4. まちづくり基本計画の概要

(1) 計画の対象区域

まちづくり基本計画の対象区域は、都市計画区域外も含む「市全域」を基本とし、都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）として、全体構想や地域別構想を策定します。

ただし、立地適正化計画の対象区域は、都市再生特別措置法の規定に基づき、「中野都市計画区域全域」とします。計画の公表日より、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外において一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が義務づけられますが、当該届出義務は立地適正化計画の区域内（都市計画区域内）でのみ課されることとなります。

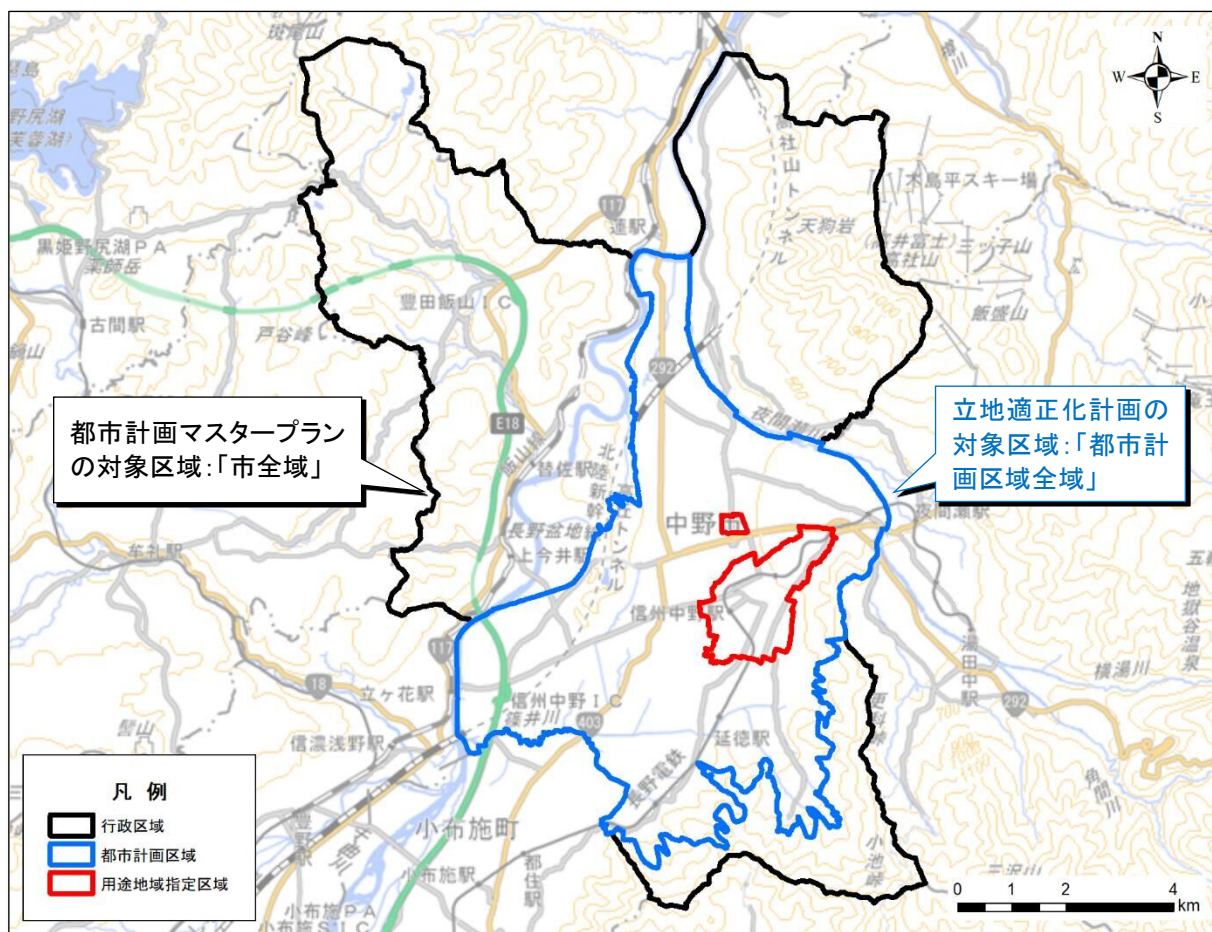


図 計画の対象区域

(2) 計画期間

まちづくり基本計画の計画期間は、「令和5年度（2023年度）」を初年度として、目標年度を概ね20年後の「令和24年度（2042年度）」とします。

なお、計画の進行管理にあたり、都市計画マスタープランに関する項目は、概ね10年後、立地適正化計画に関する項目は、都市再生特別措置法の規定に基づき、概ね5年ごとに、施策の実施状況や目標の達成状況等の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しや関連する都市計画の変更等を検討します。

1-5. まちづくり基本計画の構成

まちづくり基本計画の検討フローを以下に示します。

「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」に係る検討を一体的に進めます。

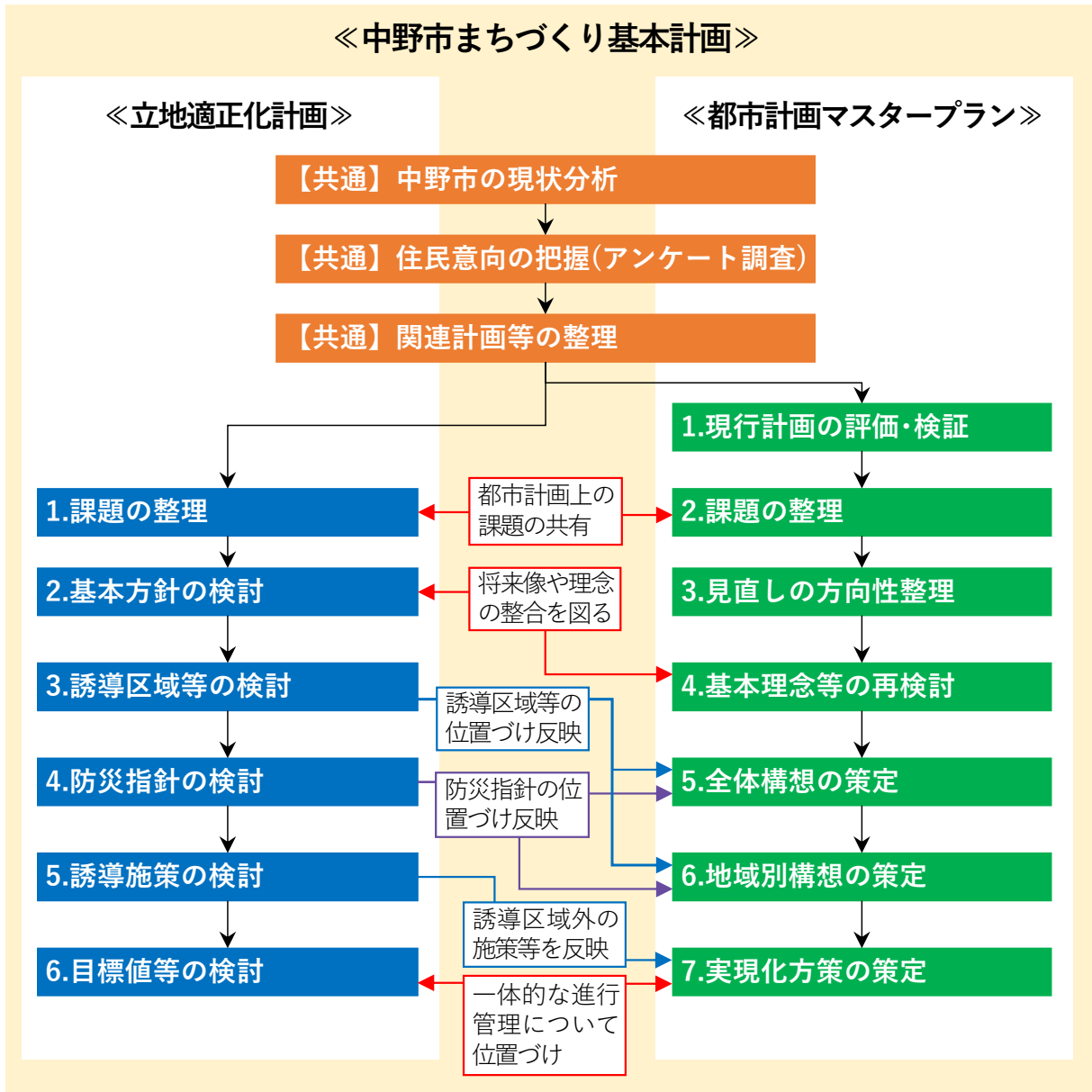


図 まちづくり基本計画の検討フロー

2. 中野市の現況

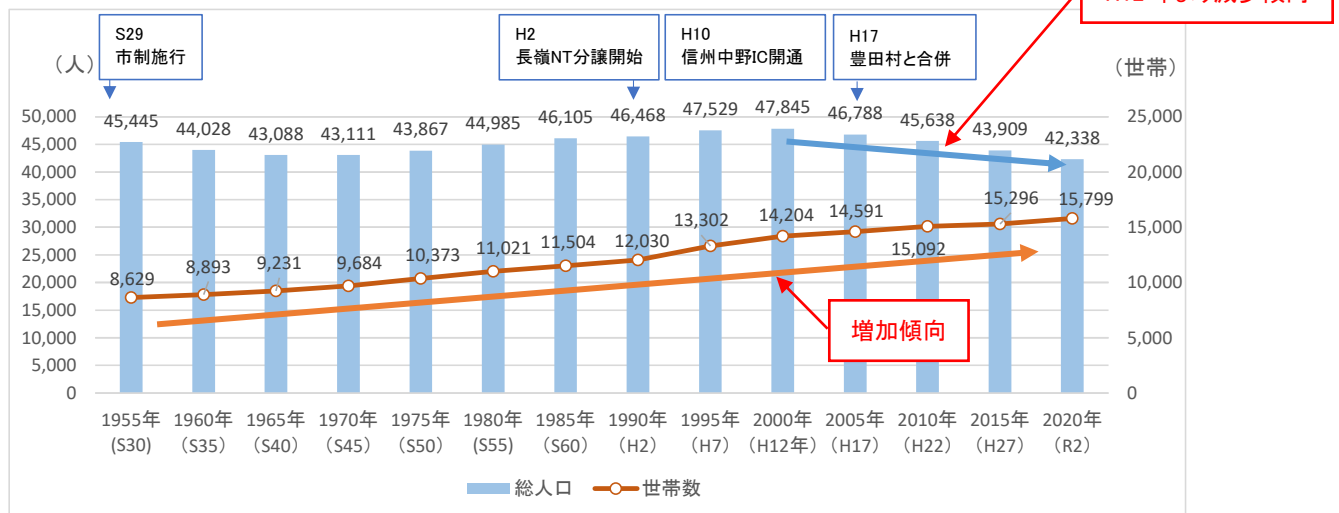
2-1. 人口

(1) 総人口・世帯数の推移

中野市は昭和 29 年に市制が施行され、その後平成 17 年に旧豊田村との合併により現在の中野市となりました。

総人口は平成 12 年の 47,845 人をピークに、以降は減少傾向となっています。令和 2 年の国勢調査における総人口は 42,338 人であり、市制施行以降最も少なくなっています。

一方、世帯数は増加傾向となっており、令和 2 年では 15,799 世帯となっています。



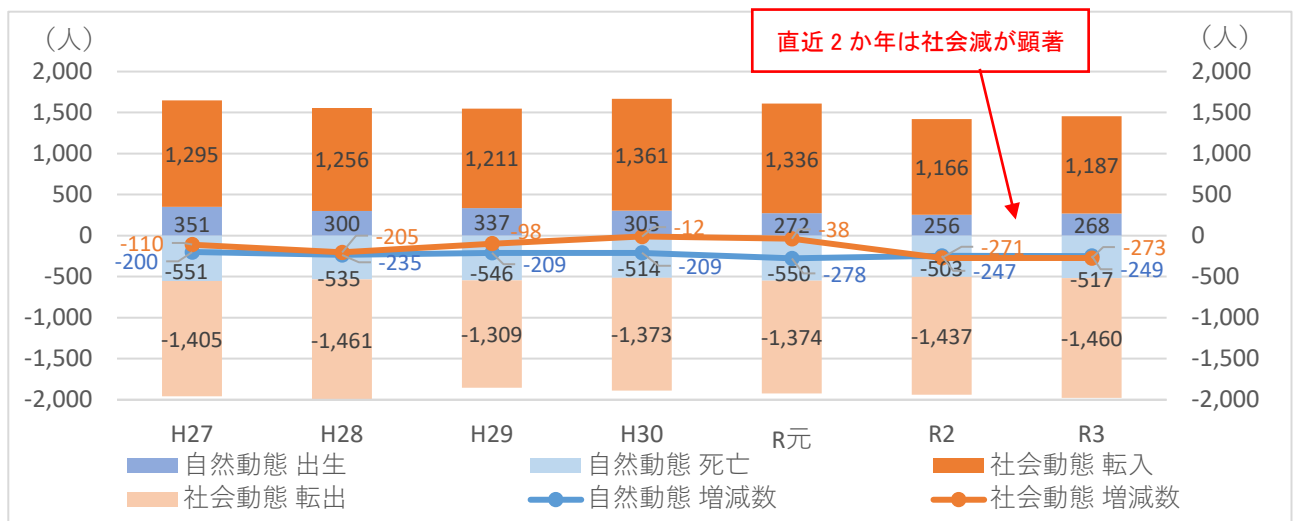
※昭和 30 年～平成 12 年までは旧中野市と旧豊田村の合算値。

出典：国勢調査

図 総人口・世帯数の推移

(2) 自然動態・社会動態の推移

平成 27 年度から令和 3 年度までの自然動態をみると、年間で 200 人程度の減少超過となっています。また、社会動態も転出超過が続いており、直近 2 か年においては 270 人台の転出超過となっています。



出典：毎月人口移動調査

図 総人口・世帯数の推移

(3) 将来の人口見通し及び年齢3階層別人口の推移

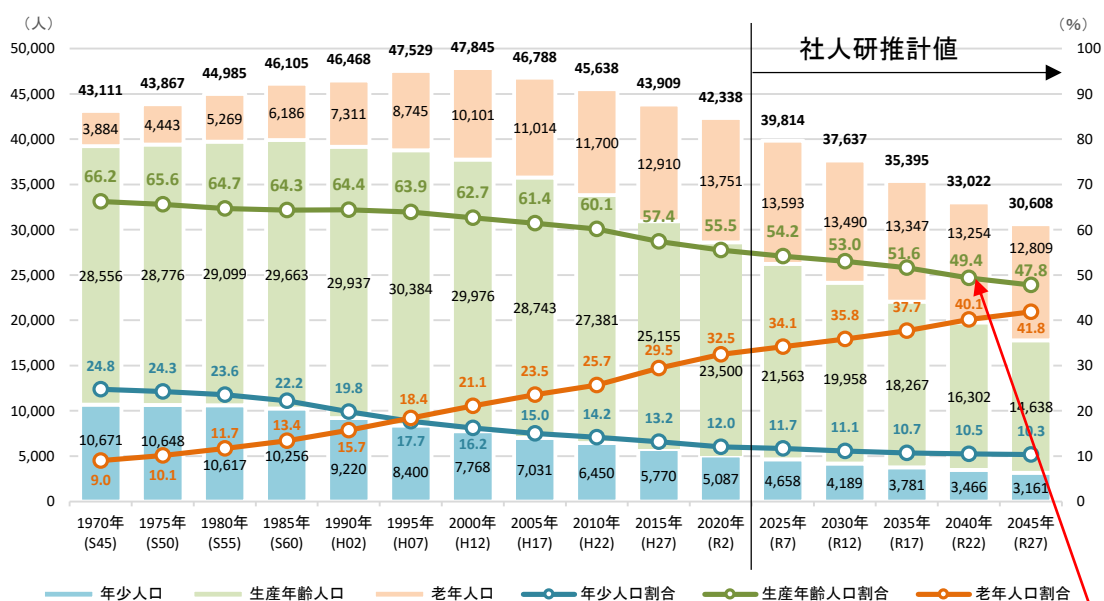
① 総人口・年齢3区分別人口の動向

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による概ね25年後の令和27年(2045年)の将来推計人口をみると、総人口は30,608人で令和2年(2020年)の総人口から10,887人減少すると予測されています。

また、年齢3階層別の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向であり、老年人口は増加傾向となっており、今後もその傾向は続くものと推測されます。将来の見通しでは、令和27年では老年人口の割合が41.8%まで上昇する一方、生産年齢人口の割合が50%を下回るものとされています。

表 総人口・年齢3区分別人口の推移

	現行計画策定当時	現況	概ね25年後
	平成17年(2005年)	令和2年(2020年)	令和27年(2045年)
総人口	46,788人	42,338人	30,608人
年少人口 (0~14歳)	7,031人 (15.0%)	5,087人 (12.0%)	3,161人 (10.3%)
生産年齢人口 (15~64歳)	28,743人 (61.4%)	23,500人 (55.5%)	14,638人 (47.8%)
老年人口 (65歳以上)	11,014人 (23.5%)	13,751人 (32.5%)	12,809人 (41.8%)



生産年齢人口 50%未満

資料：【1970~2015年】総務省統計局「国勢調査」

【2020~2045年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

※総人口は、年齢不詳人口を含む。

※平成12年(2000年)以前の人口は、旧中野市と旧豊田村の人口を合算した数値を表示。

② 人口・高齢化の見通し（500mメッシュ別）

平成27年国勢調査による2015年実績人口と、社人研推計に準拠した2040年将来推計人口の比較を以下に示します。

平成27年(2015年)から令和22年(2040年)の人口増減数をみると、市全域で人口減少が進行し、特に、「市街地及びその周辺地域」の市役所等が立地する信州中野駅周辺地域では、人口減少が進行すると予測されます。

また、75歳以上人口の割合の動向をみると、市全域で高齢化が進行し、特に、豊田地域や高社地域では75歳以上人口の割合が30%を上回るエリアが多くなるなど、高齢化が進行すると予測されます。

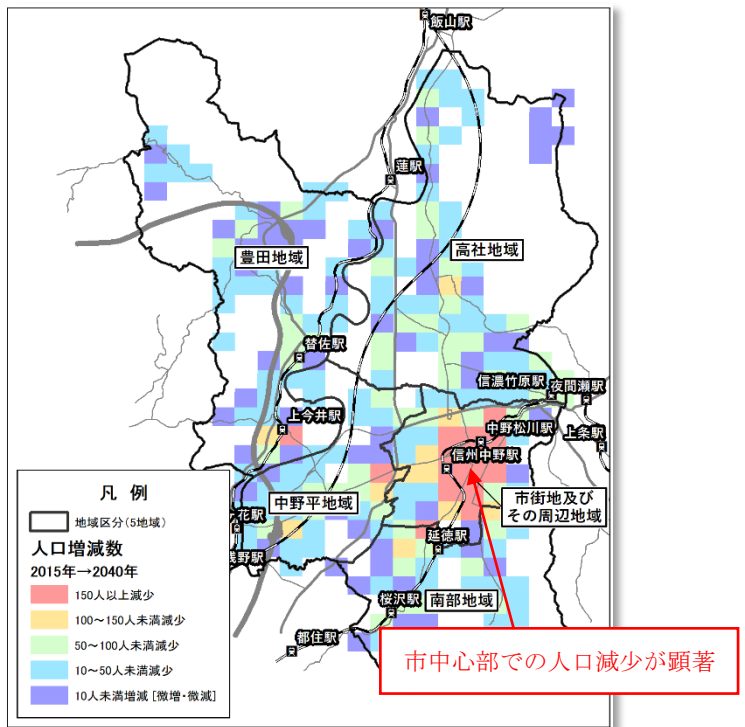


図 人口増減数の動向：2015年→2040年

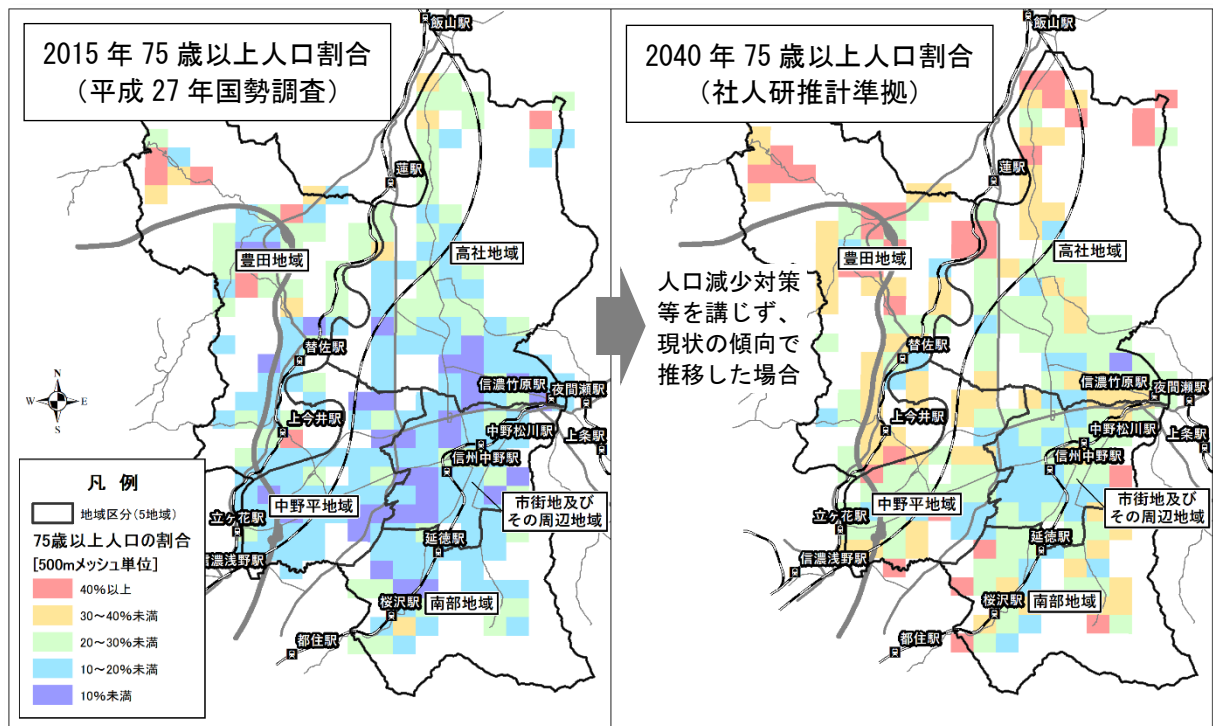


図 75歳以上人口割合の動向：2015年→2040年

資料：【2015年】総務省統計局「平成27年国勢調査地域メッシュ統計(500mメッシュデータ)」

【2040年】国土交通省「国土数値情報 [500mメッシュ別将来推計人口データ(H30国政局推計)]」※

※H30国政局推計は、平成27年国勢調査を基準として、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠した推計データ。

③ 中心市街地(用途地域内)における人口密度の分布と見通し (100m メッシュ)

中心市街地(用途地域内)における人口密度について、平成 27 年国勢調査による 2015 年実績人口と、社人研推計に準拠した 2040 年将来推計人口の比較を以下に示します。

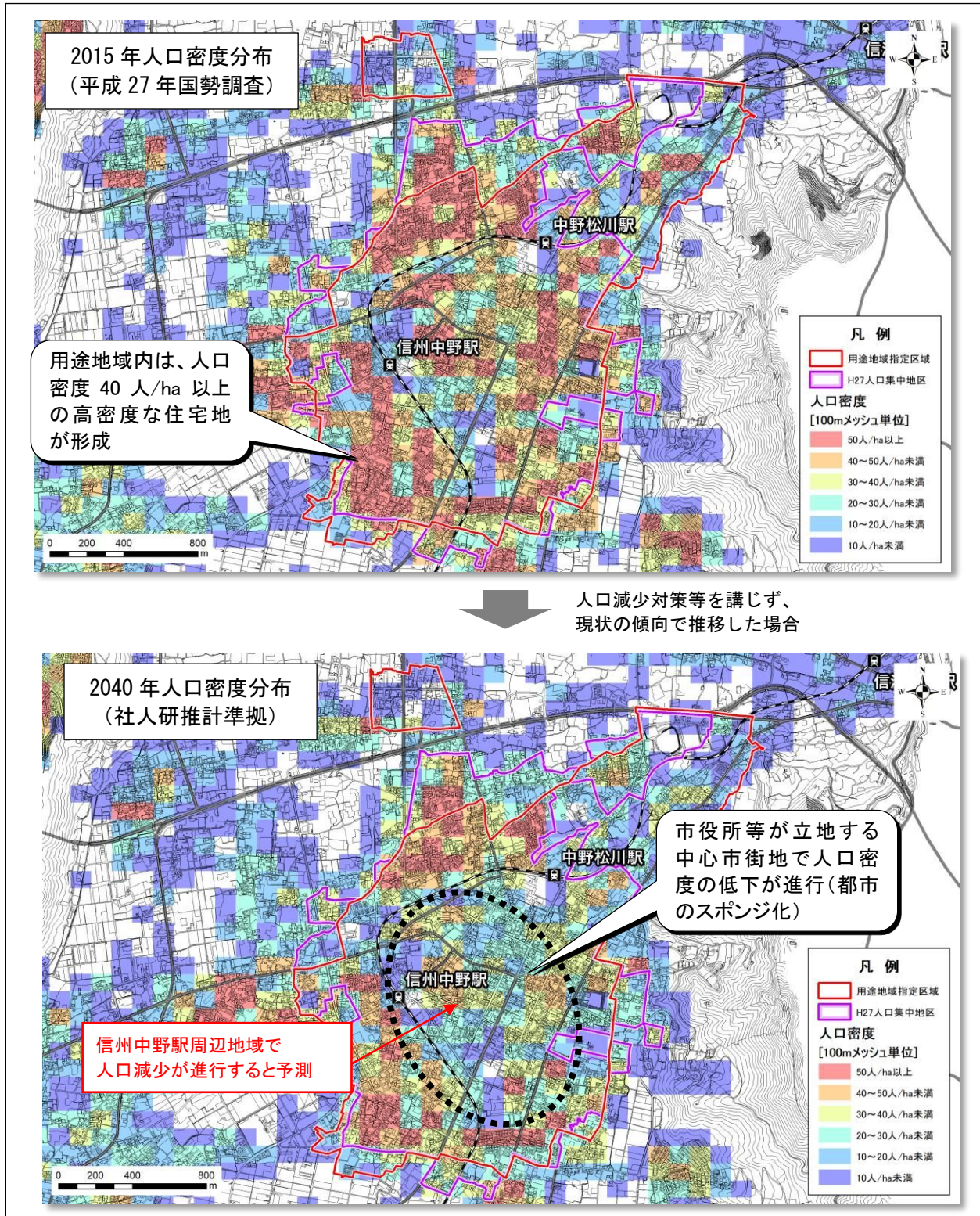


図 中心市街地における人口密度の動向：2015 年→2040 年

資料：【2015 年】総務省統計局「平成 27 年国勢調査地域メッシュ統計(500m メッシュデータ)」を基に作成

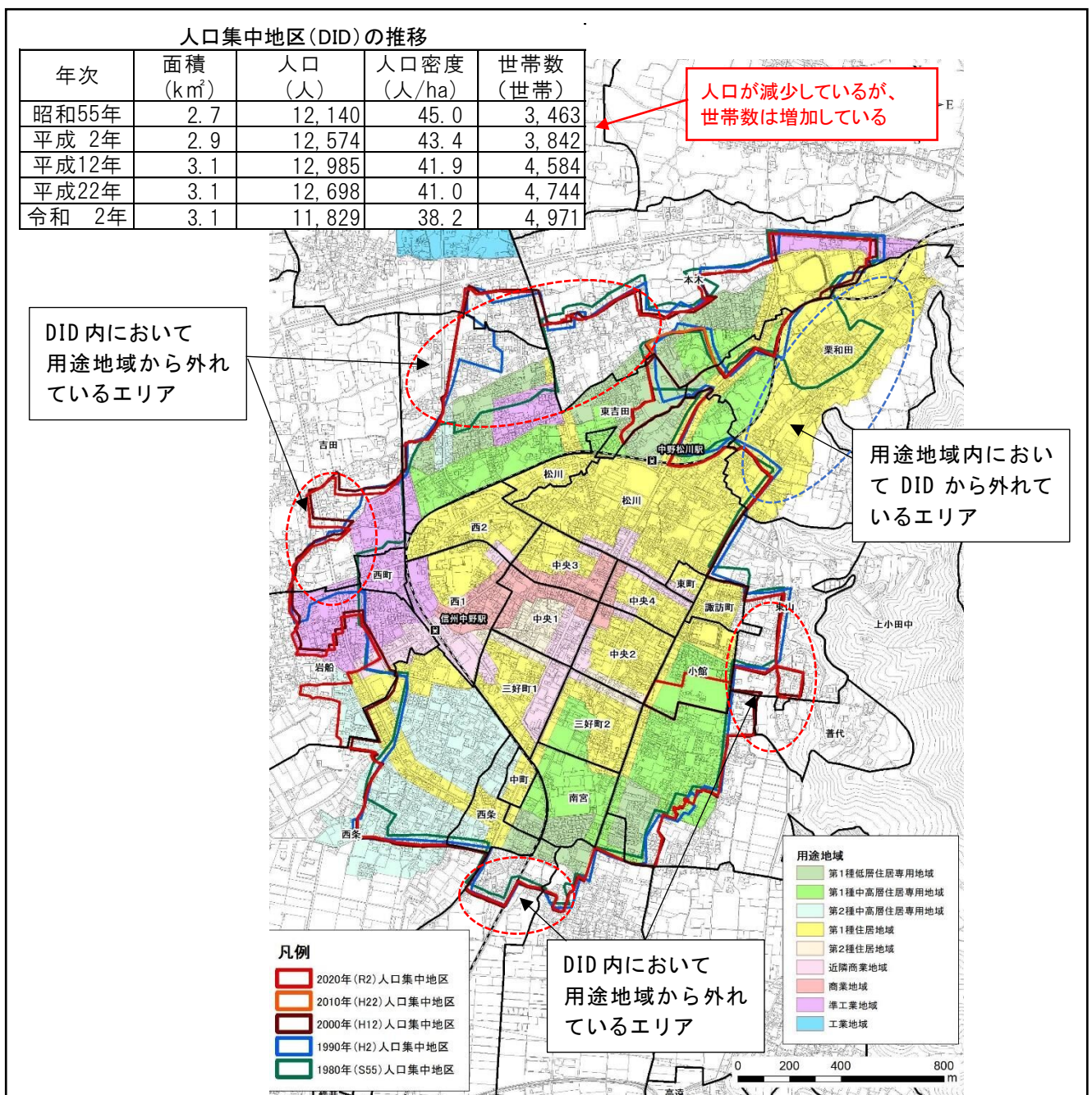
【2040 年】国土交通省「国土数値情報[500m メッシュ別将来推計人口データ(H30 国政局推計)]」を基に作成

(4) 人口集中地区 (DID) の推移

本市の人口集中地区 (DID) は令和 2 年現在で、面積が 3.1km²、人口が 11,829 人、人口密度が 38.2 人/ha となっています。人口は市の総人口 (42,338 人) の 27.9% を占めています。

1980 年 (昭和 55 年) から 2020 年 (令和 2 年) までの 40 年間における人口集中地区 (DID) の推移をみると、面積は大きな変動は見られないものの、人口は 2000 年 (平成 2 年) をピークに減少傾向となっています。また、世帯数は増加傾向にあります。

分布状況を見ると、東吉田、吉田、下小田中、東山などの用途地域外で DID に含まれるエリアが見られます。また、栗和田周辺は用途地域内ではあるものの DID から外れている状況となっています。



※人口集中地区 (DID) : 人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が隣接し、5,000 人以上を有するエリア

図 人口集中地区 (DID) の推移 出典 : 国勢調査

(5) 通勤・通学流動

① 通勤者

中野市常住の就業者数は24,618人で、そのうち17,035人は市内で従業し、残り7,583人は市外で従業（流出）しています。市外に常住し中野市で従業（流入）しているのは7,256人です。市外との流動では長野市が圧倒的に多くなっています。また、山ノ内町との流動も多く、流入元では2番目、流出先では4番目に多くなっています。

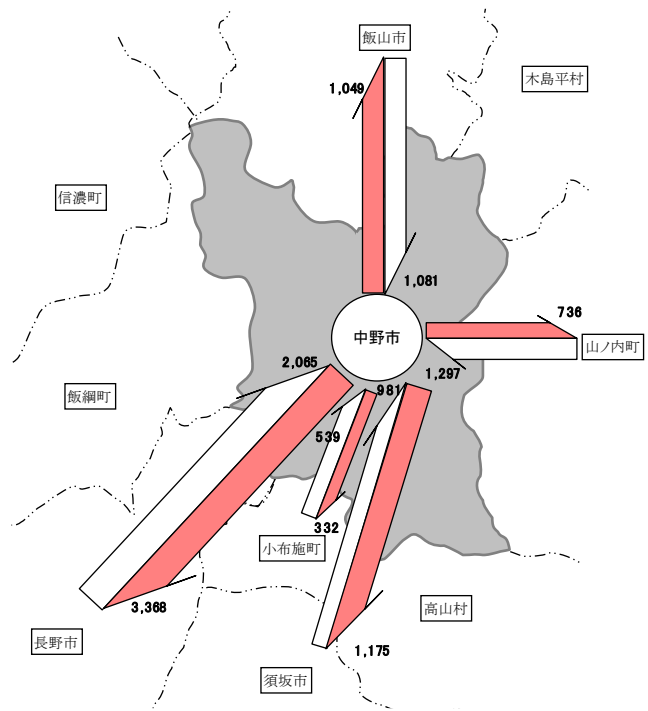


図 通勤者の流動 (H27)

② 通学者

平成27年の通学者の流出・流入別人口についてみると、流出口は938人、流入人口は649人であり、流出口が流入人口を289人上回っています。

流出先をみると、流出率の第1位は長野市で24.9% (490人)、第2位は須坂市で9.0% (177人)となっています。流入先は須坂市が第1位で、流入率13.8% (231人)で、第2位と第3位は山ノ内町及び小布施町となっています。

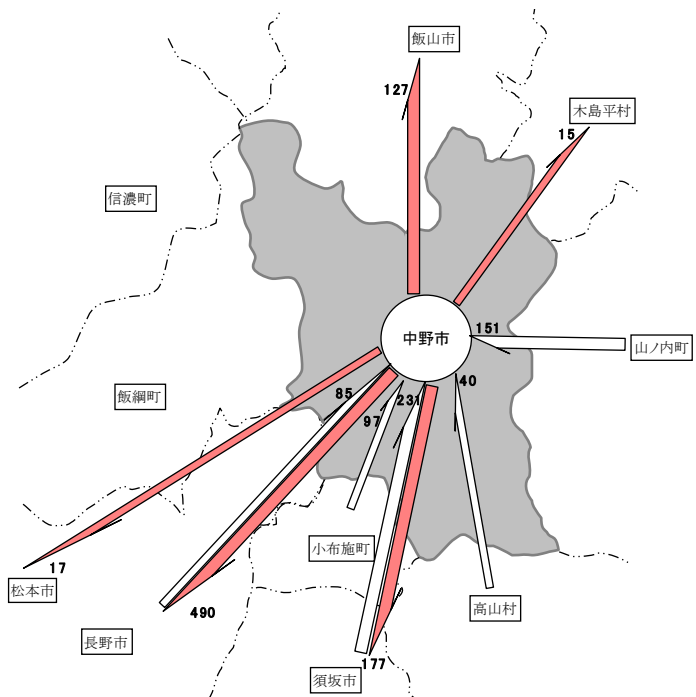


図 通学者の流動 (H27)

出典：国勢調査 (H27)

(6) 地域別人口の推移

平成22年から令和2年までの10年間における国勢調査小地域別の人口増減率は以下の図に示すとおりです。総人口は約7%減少となっていますが、人口が増加している調査区は用途地域の外側に分布しています。

用途地域の中では、中央2丁目・3丁目、小館などにおいて減少率が20%以上となっており、市街地内における人口維持が課題といえます。

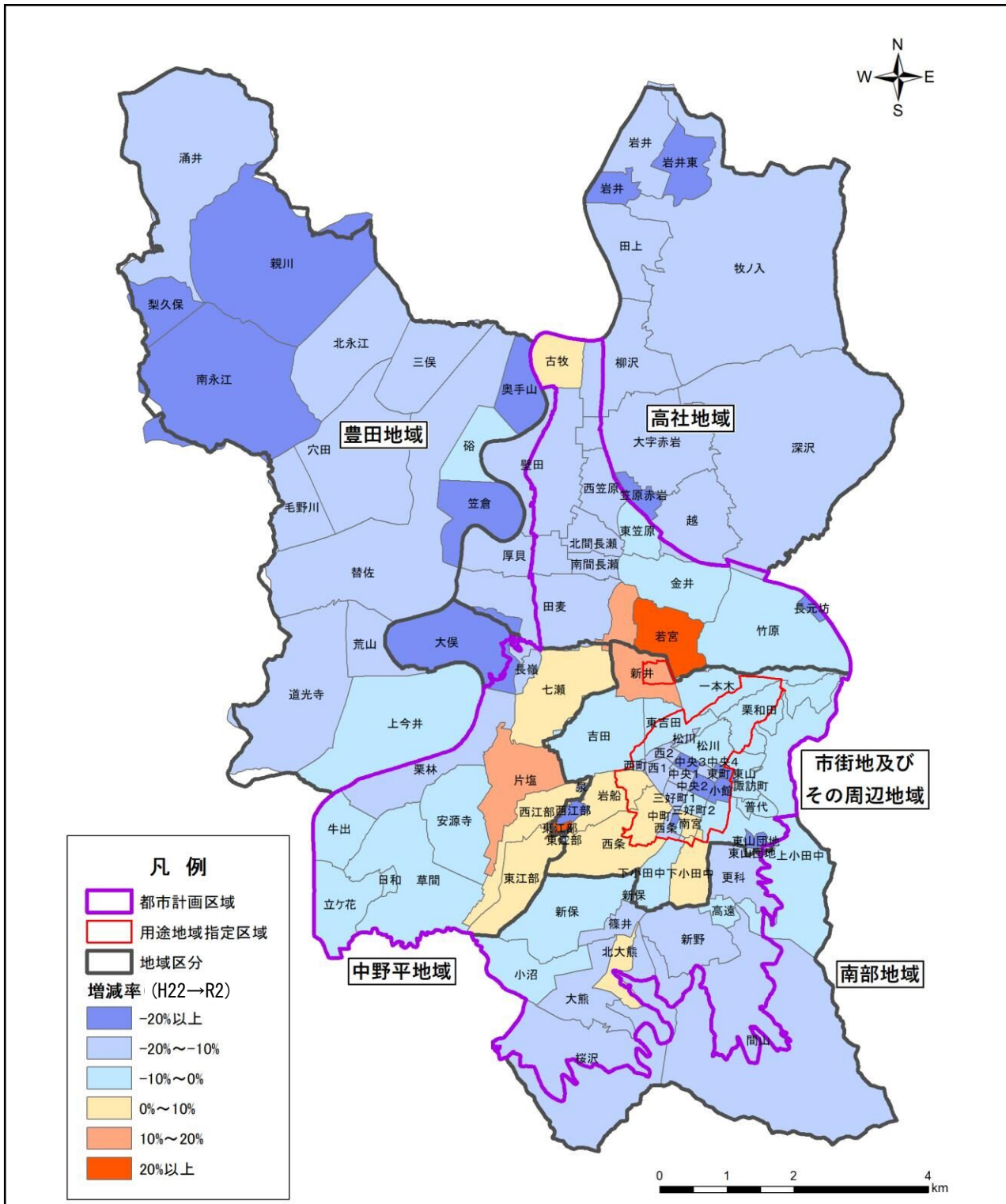


図 小地域別人口の増減率（平成22年～令和2年）

出典：国勢調査

(7) 人口密度

本市における区域ごとの人口構成及び人口密度は以下に示すとおりです。用途地域内には総人口の27.1%が居住し、人口密度は35.04人/haとなっています。

表 区域ごとの人口構成と人口密度

	面積 (ha)	行政区域に占める 面積の割合	人口 (人)	総人口に占める 人口割合	人口密度 (人/ha)
行政区域	11,218	100.0%	43,909	100.0%	3.91
都市計画区域	3,200	28.5%	36,527	83.2%	11.41
用途地域	340	3.0%	11,912	27.1%	35.04
用途指定地域外(白地)	2,860	25.5%	24,615	56.1%	8.61
都市計画区域外	8,018	71.5%	7,382	16.8%	0.92
人口集中地区(DID)	310	2.8%	12,343	28.1%	39.82

出典：都市計画基礎調査(H30)

(8) 産業別就業人口

本市の就業人口は減少傾向となっており、産業別で見ると第一次、第二次が減少、第三次はほぼ横ばいで推移しています。

産業別の構成は、第三次が約5割で、第二次と第三次はほぼ同じ割合となっています。第一次産業は、県全体では就業者数の約1割程度であることから、第一次産業の就業者の割合が大きいことが本市の特徴といえます。

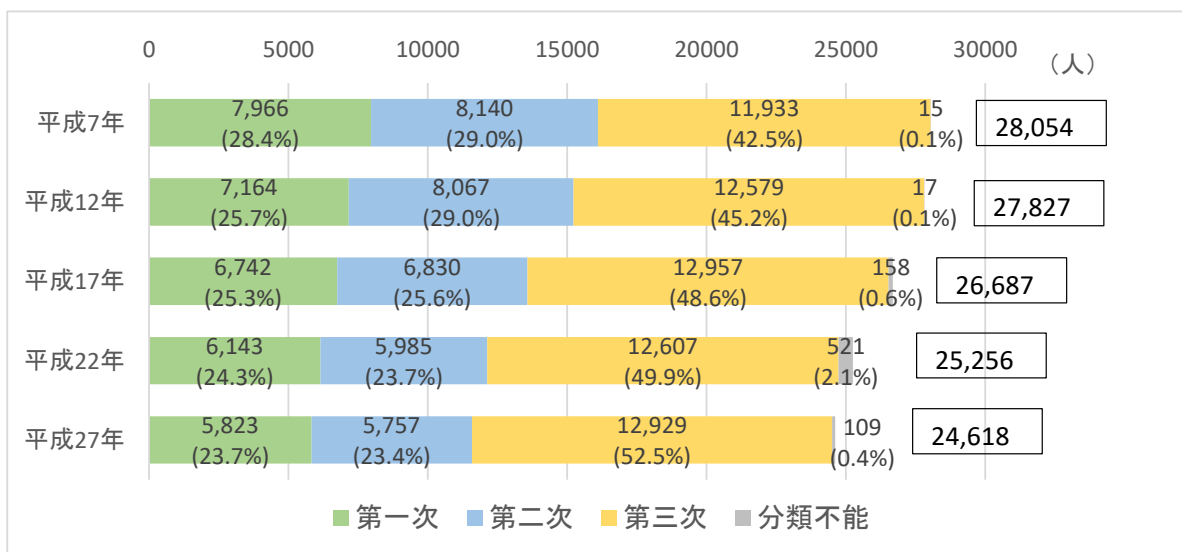
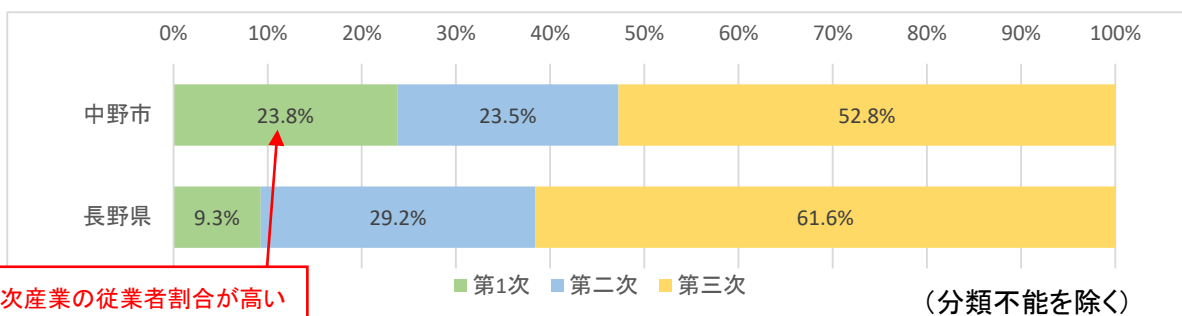


図 産業別就業人口の推移

出典：国勢調査(H27)



第一次産業の従業者割合が高い

(分類不能を除く)

図 産業別就業人口の県との比較

出典：国勢調査(H27)

2-2. 土地利用

(1) 法規制状況

① 都市計画関連の法規制

ア 都市計画区域

本市の都市計画区域は、行政区域の一部に指定されており、面積は3,200haとなっています。これは行政区域面積（11,218ha）の28.5%を占めています。

イ 用途地域

本市の用途地域面積は340haであり、都市計画区域の10.6%を占めています。内訳をみると、住居系用途地域が78.4%を占め、商業系用途地域は10.0%、工業系用途地域は13.2%となっています。

なお、本市の用途地域面積は同規模都市（県内の人口5万人程度の都市）と比較して面積が小さく、用途地域内の人口密度が高いことが特徴となっています。

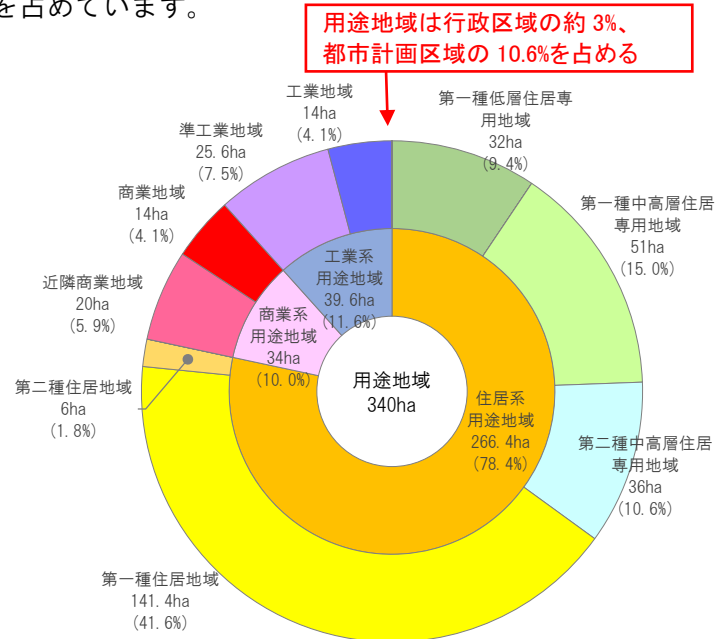
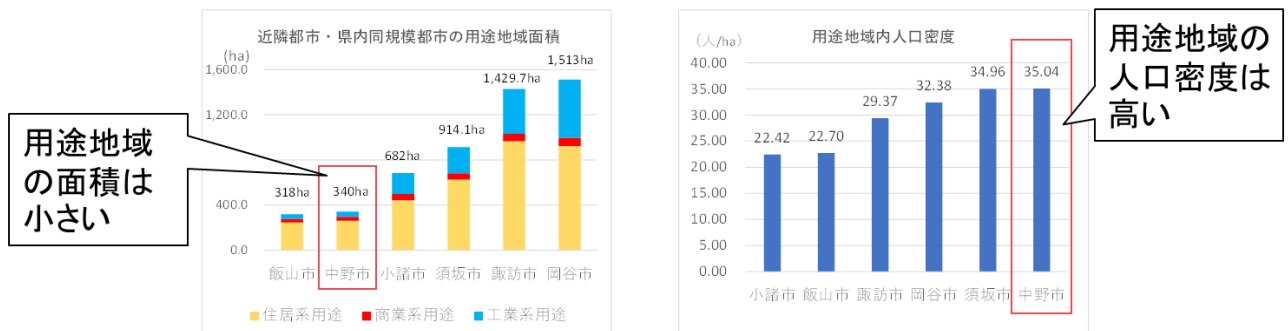


図 用途地域の内訳



用途地域の面積は小さい

用途地域の人口密度は高い

ウ その他の法規制等

種別	名称	面積	決定年月日	概要
地区計画	新井工業団地地区計画	7.1ha	H7. 8. 1	○良好な工業団地の環境の創出と保全を図る。 ・壁面位置の制限 2.0m ・垣根の制限 ・高さ制限 15 m ・敷地面積の最低限度 500 m ²
特別用途地区	中野及び栗和田地区	62ha	S48. 10. 1	出力の合計が 20 キロワット以下の原動機を使用し、かつ、えのき茸栽培を行なう作業場で、床面積の合計が 300 平方メートル以下の建築物は、建築することができる

種別	名称	決定年月日	概要
建築協定	長嶺ニュータウン建築協定	H23. 7. 3 (期限：20 年)	<ul style="list-style-type: none"> ①敷地の分割及び地盤面の変更禁止。 ②長屋及び共同住宅の建築禁止。 ③建築物の高さは地盤面から 9.5メートル以下。軒の高さは 7.0メートル以下。 ④建ぺい率 5/10 以下、容積率は 8/10 以下 ⑤外壁の後退距離は、隣地境界線から 1.2メートル以上。道路境界線から 1.5メートル以上。 ⑥敷地の囲障で道路に面する側は、生垣又は生垣に透視可能なネットフェンス、鉄さくなどを併用したものとし、高さは 1.5メートル以下。 ⑦歩道に面する部分は、車の出入口禁止。敷地内の空き地は植樹などで緑化。 ⑧外壁、屋根の色は、刺激的な色を避け、周辺の環境に調和させる。 ⑨広告物は、自己用以外は禁止。自己用でも表示面積 1 平方メートル以内。 ⑩店舗などは指定区画で住宅と併用で建築。お客様の駐車場など設置。 ⑪建築物の雨水は、敷地内の雨水枡により排水すること。
住民協定	中野市東吉田地区景観形成住民協定	H9. 3. 27	平成 9 年 3 月に都市計画街路・相生町線が供用開始にあわせ、長野県景観条例に基づく認定を申請し、沿道の美化や看板の規制等について定められている。
建築基準法第 22 条指定区域			住宅を建設する場合、一定の不燃材料にて屋根を造ることを義務化

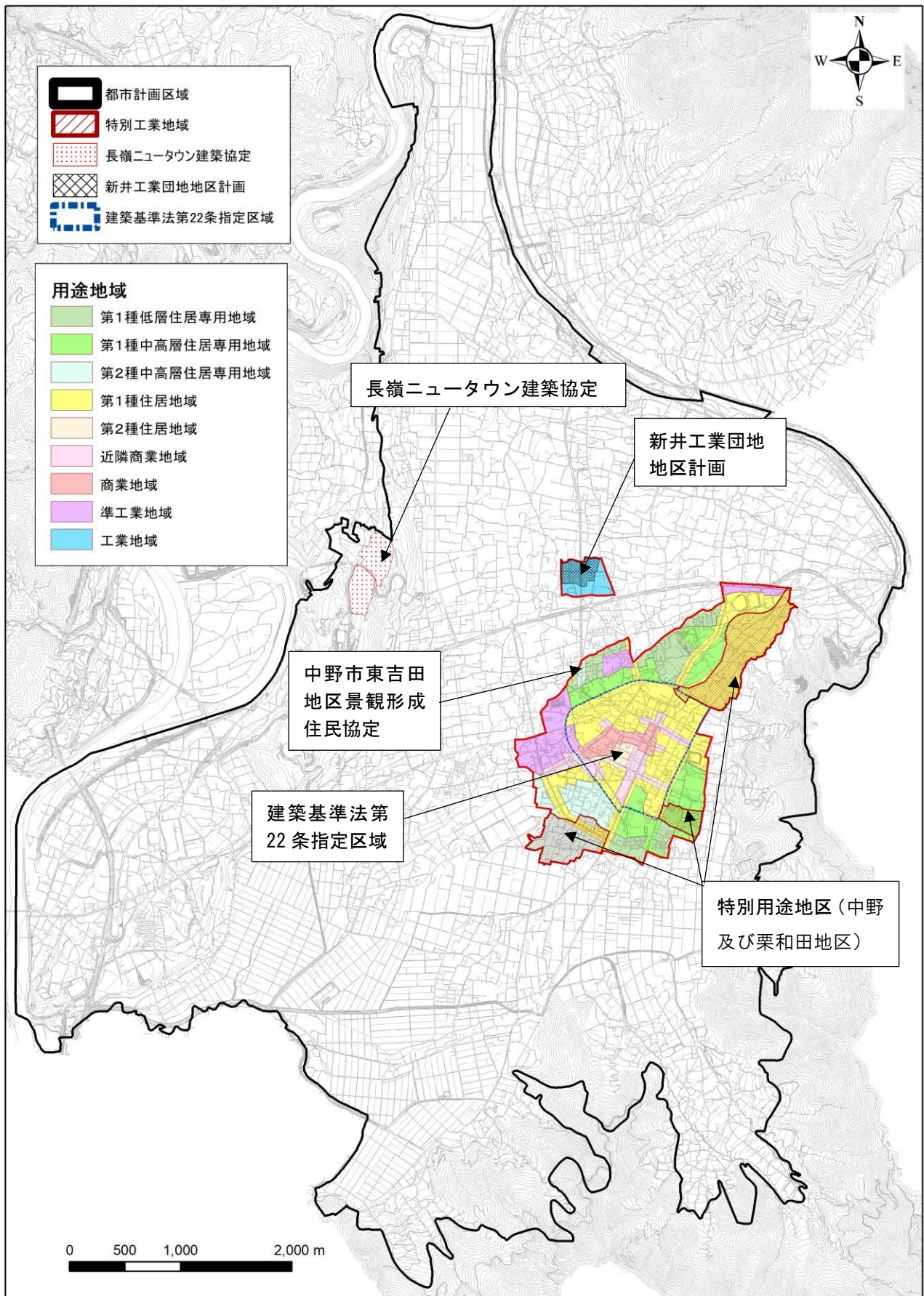


図 都市計画関係の法規制状況

② 森林・農業規制

本市における、森林及び農業に関連する法規制は以下に示すとおりとなっています。森林については、国有林は存在せず、すべて民有林であり、一部が保安林に指定されています。

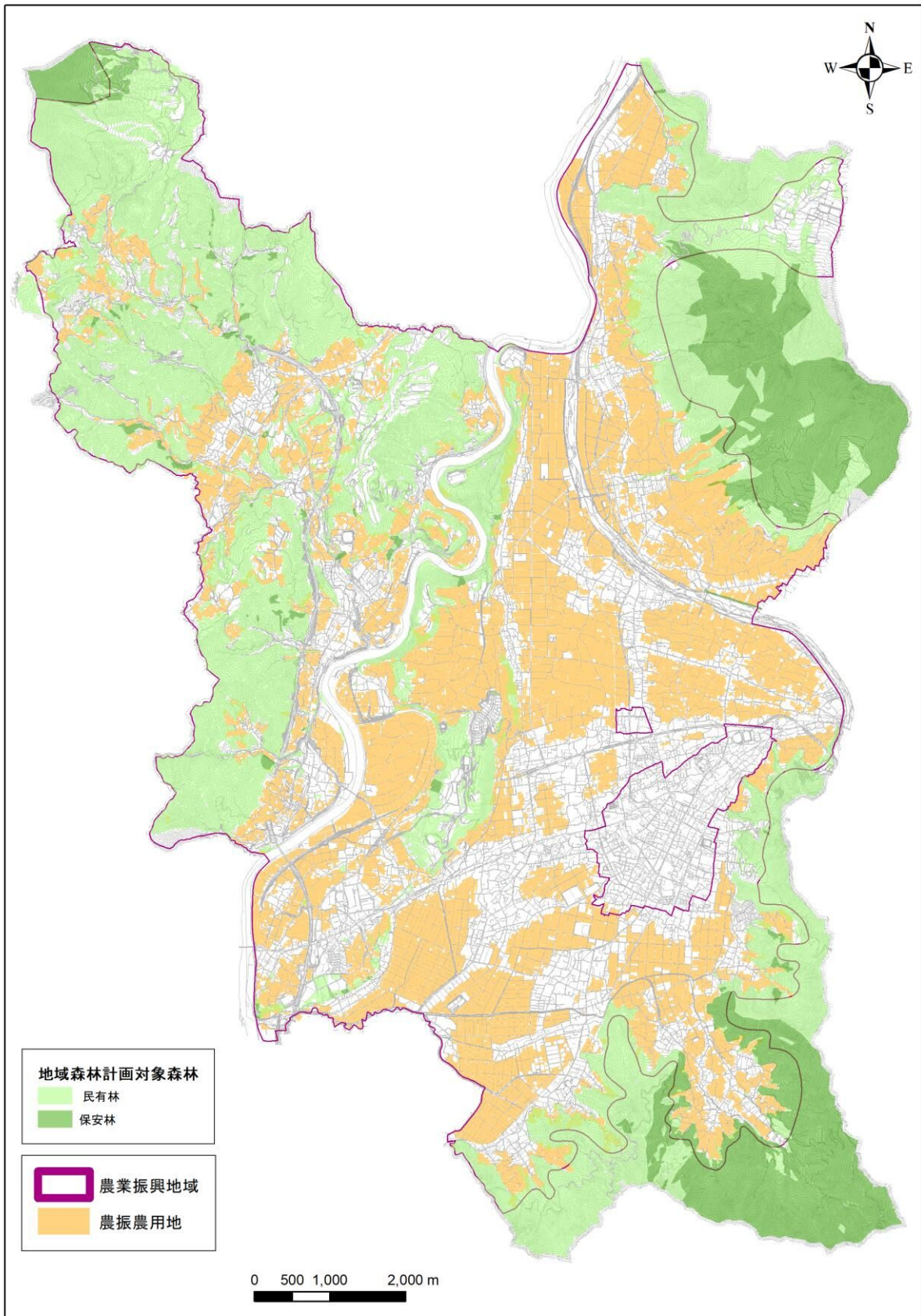


図 森林・農業に関する法規制状況

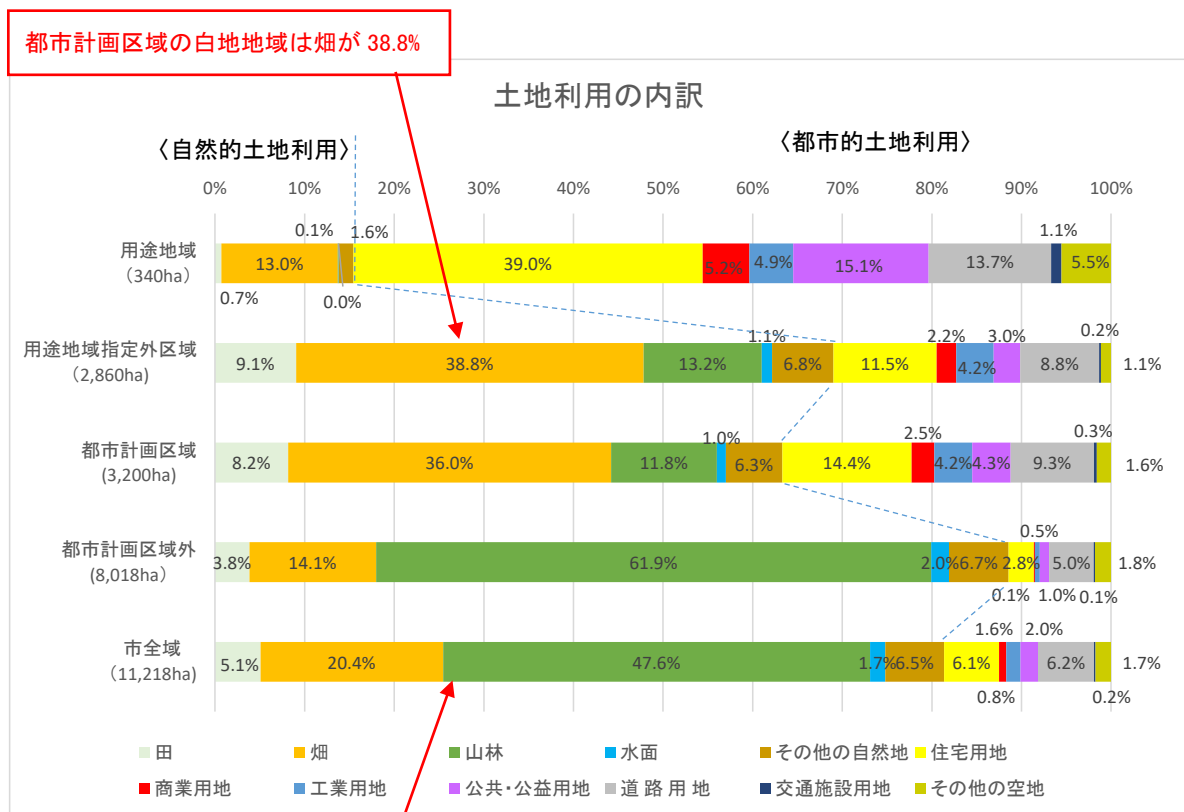
(2) 土地利用現況

本市の土地利用現況をみると、市域全体では自然的土地利用が8割以上となっており、そのうち山林が47.6%で占める割合が最も大きくなっています。

都市計画区域内では、自然的土地利用が約6割を占めており、その内訳は、畑が36.0%で最も大きく、以下、住宅用地（14.4%）、山林（11.8%）となっています。

用途地域内では都市的土地利用が約8割を占めており、その内訳は、住宅用地が39.0%で最も大きく、以下、公共・公益用地（15.1%）、道路用地（13.7%）となっています。

都市計画区域の中の用途指定外区域（白地地域）は、都市計画区域の89.4%を占めており、その内訳は、畑が38.8%で最も大きく、以下、山林（13.2%）、住宅用地（11.5%）となっています。



自然的土地利用が8割以上。
うち、山林が47.6%。

出典：都市計画基礎調査

図 土地利用の内訳

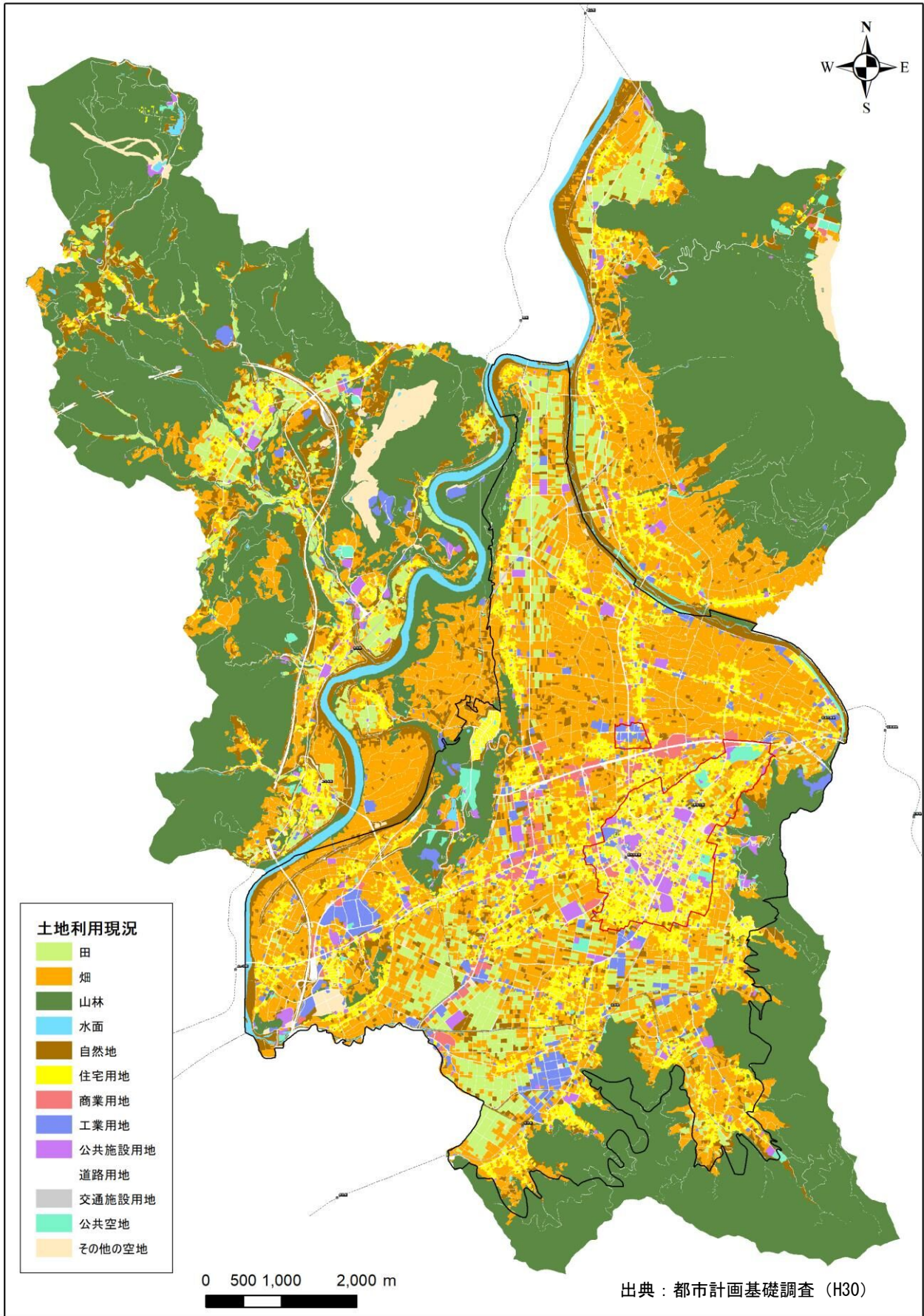
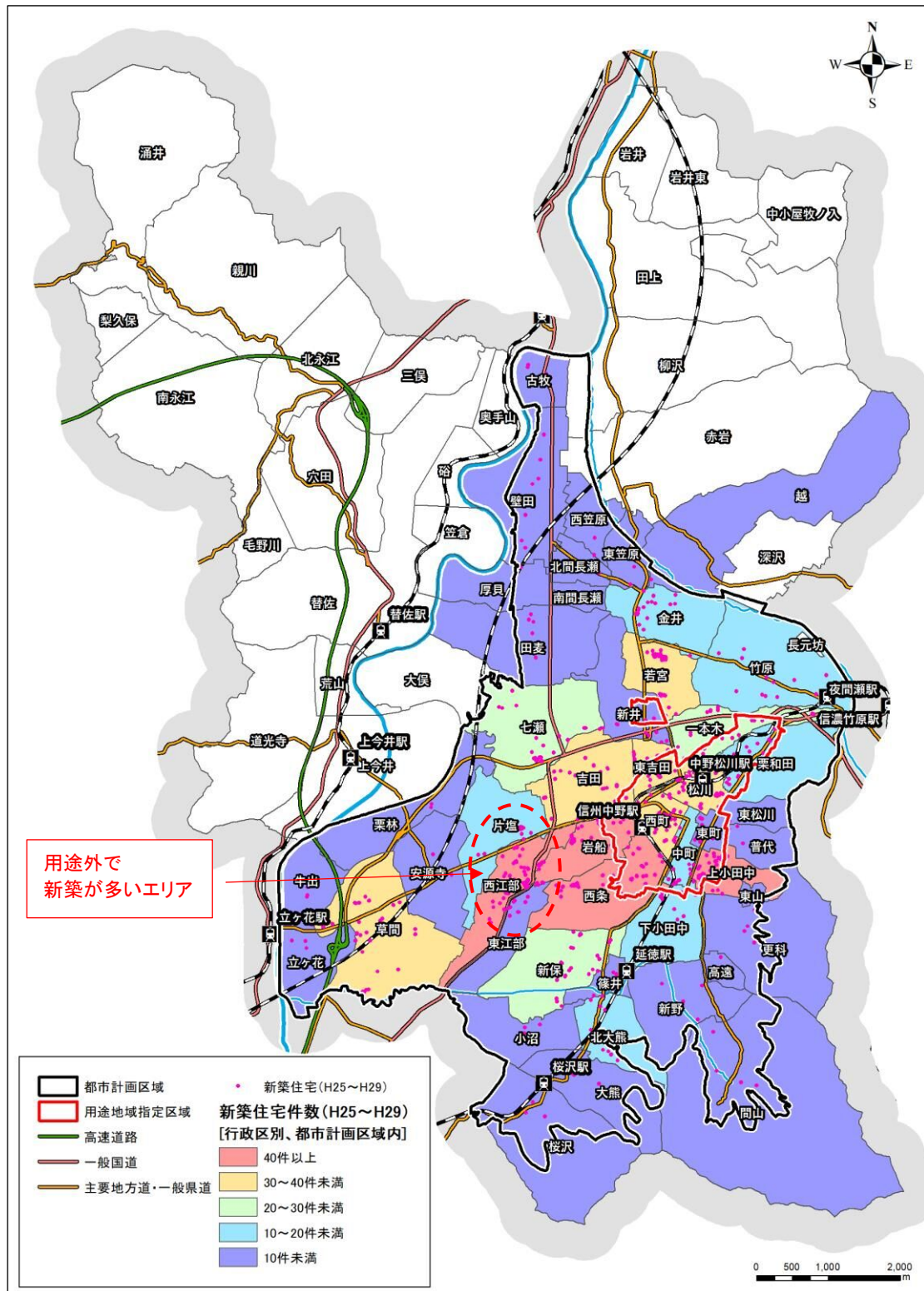


図 土地利用現況図

(3) 建物新築の動向

本市の都市計画区域内の新築件数は、平成 25 年から平成 29 年にかけて 973 件で、その内訳は住宅が多く 715 件（73.5%）を占めています。

また、新築件数 973 件のうち、用途地域外での新築が 714 件あり、全体の 73.4%を占めています。特に市街地の西側に新築が多いエリアが分布しています。

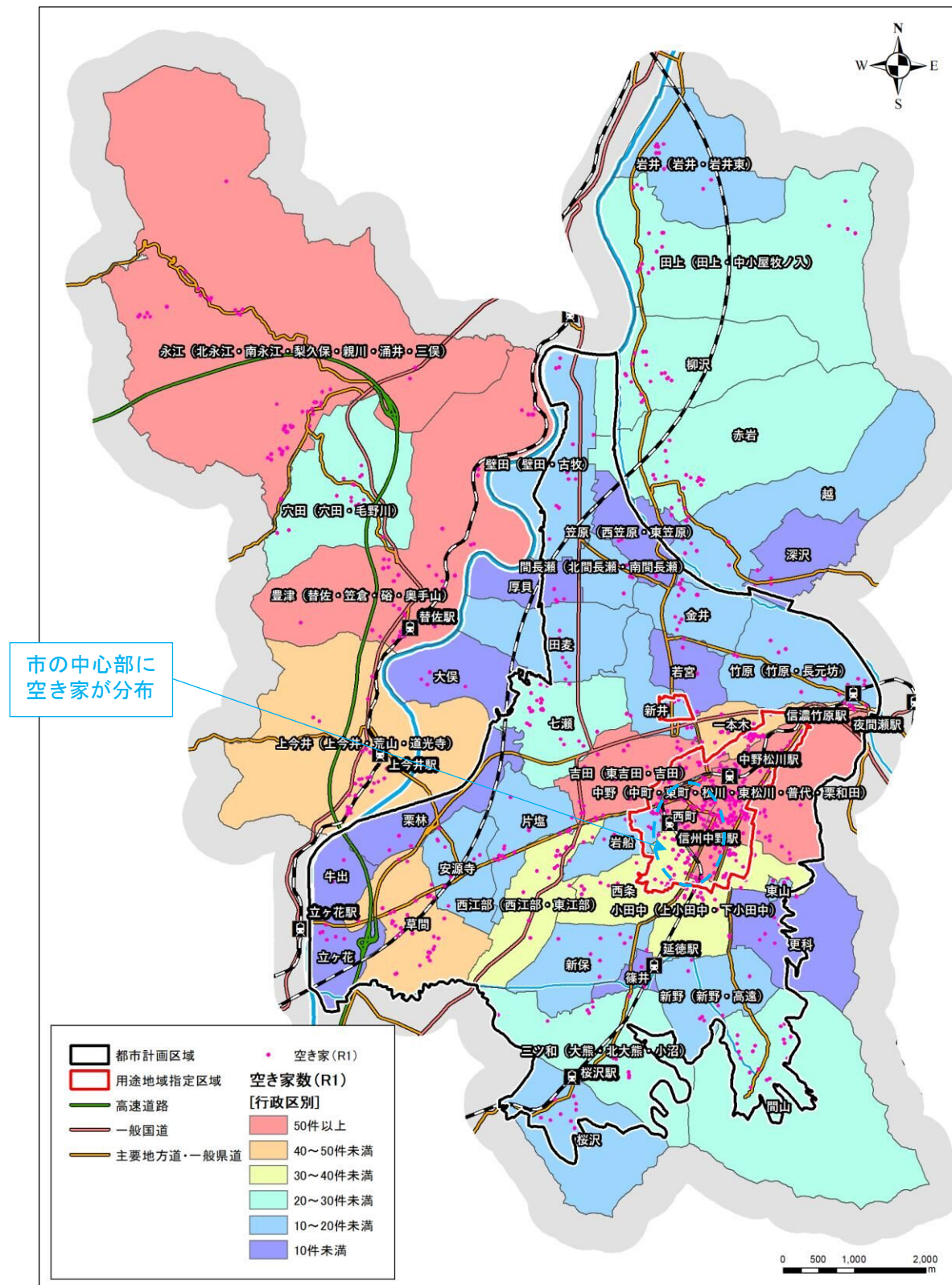


出典：都市計画基礎調査

図 新築住宅の動向（行政区別、都市計画区域内）

(4) 空き家の分布状況

本市の空き家の分布状況を見ると、市域全体の空き家数は1,089件で、そのうち、用途地域内が331件(30.4%)、用途地域外が758件(69.6%)となっています。市の中心部に空き家が多く分布しています。



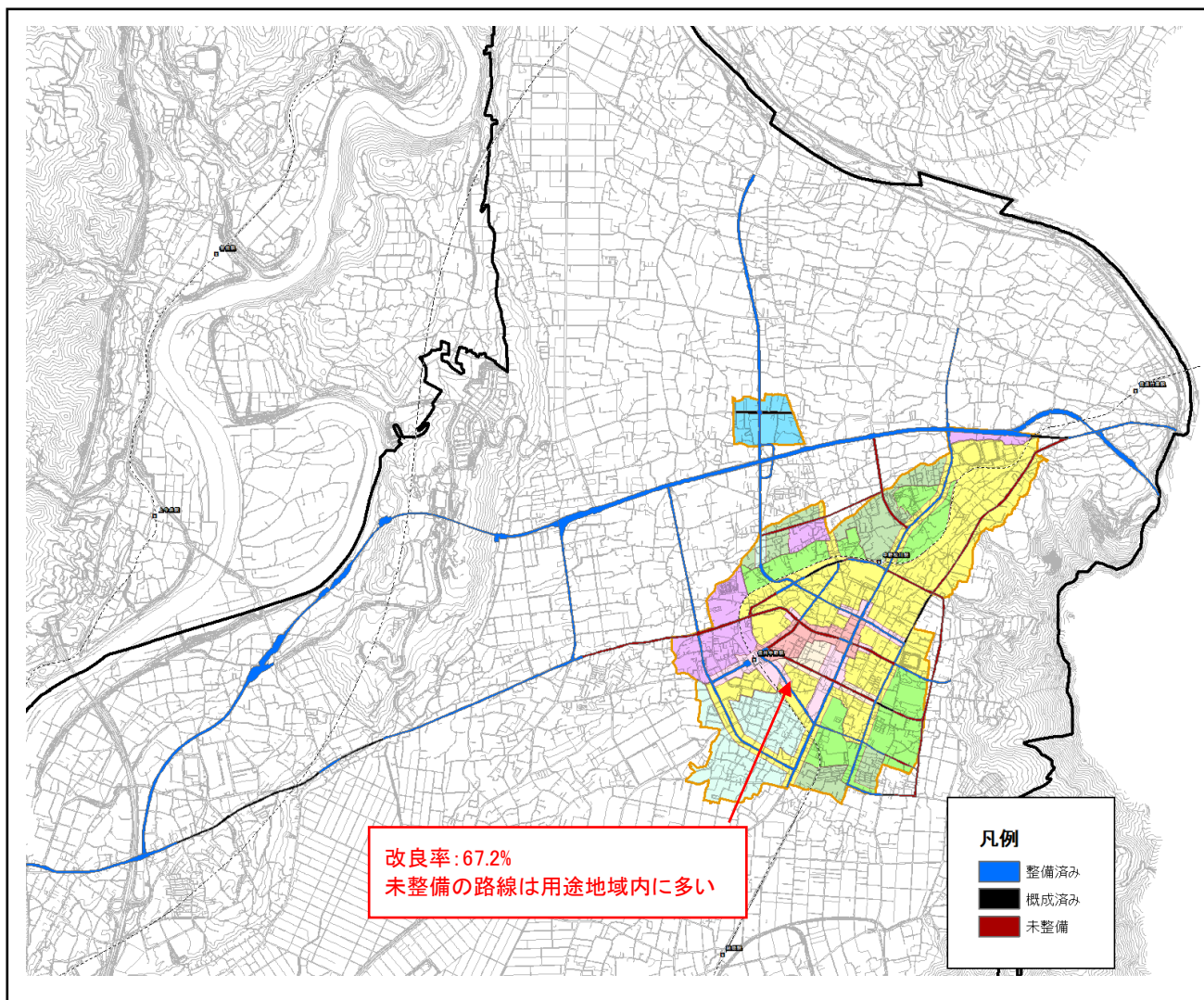
出典：中野市「空き家候補抽出一覧表（令和元年度）」

図 空き家の分布状況（行政区別）

2-3. 都市施設

(1) 都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路は 17 路線（約 38.76km）であり、平成 29 年度末現在での整備済み延長が 26.04km で、改良率は 67.2%となっています。しかし、未整備の路線は用途地域内に多く見られることから、交通需要を踏まえた効率的な道路ネットワークの形成が必要となっています。



出典：都市計画基礎調査（H30）

図 都市計画道路の整備状況

(2) 都市公園の指定、整備状況

本市の都市計画決定されている都市公園は、総数で 12 箇所 20.14ha あり、すべて開設済みとなっています。その内訳は、街区公園が 8 箇所 1.14ha、近隣公園 2 箇所 4.8ha、地区公園 1 箇所 7.0ha、緑地 1 箇所 7.2ha となっています。

また、都市計画決定していない開設済の公園(平成 29 年度現在)は 9 箇所 20.10ha あり、開設済都市公園の合計は 21 箇所 40.24ha となっています。なお、都市計画区域人口 1 人当たりの面積は 11.01 m² であり、県平均 (14.99 m²) を下回っています。

表 都市計画決定されている都市計画公園

種別	名称	面積	施設概要	決定年月日
地区公園	4・4・1号 北公園	約 7.00ha	野球場、テニスコート、運動場、弓道場	昭和 27 年 1 月 28 日 (昭和 51 年 3 月 1 日)
近隣公園	3・3・1号 一本木公園	約 3.40ha	野外ステージ、園路、花壇	昭和 56 年 6 月 25 日 (平成 14 年 2 月 28 日)
	3・3・2号 高梨館跡公園	約 1.40ha		昭和 63 年 6 月 30 日
街区公園	2・2・1号 原町公園	約 0.11ha	遊具、パーゴラ、植栽	昭和 47 年 8 月 10 日
	2・2・2号 東町公園	約 0.11ha	遊具 水飲場	昭和 48 年 10 月 1 日
	2・2・3号 西町公園	約 0.11ha	遊具 花壇	昭和 49 年 10 月 25 日
	2・2・4号 西条公園	約 0.11ha	シェルター、遊具、花壇	昭和 53 年 9 月 10 日
	2・2・5号 中町公園	約 0.11ha	休養、遊戯、修景	昭和 62 年 3 月 2 日
	2・2・6号 延徳公園	約 0.29ha	運動広場、遊具広場、幼児広場、砂場、花壇、便所、パーゴラ、水飲場、等	昭和 63 年 12 月 7 日
	2・2・7号 平野公園	約 0.13ha	便所、水のみ、ベンチ、リング、ブランコ、砂場、二方スベリ台、パラレルシーソー、スツール、築山 等	平成 2 年 2 月 23 日
	2・2・8号 東吉田公園	約 0.17ha		平成 3 年 2 月 20 日
都市緑地	1号 夜間瀬川中央河川公園	約 7.20ha	便所、東屋、せせらぎ水路、遊歩道等	平成 28 年 1 月 6 日

表 都市計画決定のない都市公園

名称	面積	施設の内容
長丘公園	0.20 ha	遊具、水飲み場、便所 他
高丘公園	0.25 ha	遊具、便所 他
岩船公園	0.15 ha	遊具、便所 他
西条宮の森公園	0.35 ha	マレットゴルフコース、遊具、便所 他
岩船南公園	0.30 ha	遊具、便所 他
中野陣屋前広場公園(街区公園)	0.22 ha	便所 他
中央広場公園(街区公園)	0.15 ha	イングリッシュガーデンスタイル 遊具、パーゴラ、流れ工他
北信濃ふるさとの森文化公園(総合公園)	15.48 ha	創造館、温室・昆虫館、マレットゴルフ場他
夜間瀬川竹原河川公園(都市緑地)	2.88 ha	マレットゴルフコース、あずまや、便所 他

(3) その他の都市施設

供給処理施設としては、東山清掃工場、不燃物処理センターの2施設が立地しています。また、駐車場が1施設、都市下水路があります。公共下水道は962haが都市計画決定されています。

表 その他の都市施設の概要

決定年月日	名称	概要
昭和54年3月20日 (平成7年3月6日)	東山清掃工場	焼却場 約1.5ha 処理能力 130t/日
昭和56年3月4日	不燃物処理センター	処理場面積 約0.1ha 処理能力 20t/日
昭和52年11月8日	駐車場(第2)	広場式 約0.1ha 駐車台数 27台
昭和39年7月31日	都市下水路(西条)	排水面積 約95ha 下水管渠
昭和51年3月1日 (平成15年3月18日)	公共下水道(中野市)	計画面積 962.0ha 処理方法・標準活性汚泥法・回分式活性汚泥法 排除方法・分流式

2-4. 都市交通

(1) 交通量混雑状況

平成 27 年における 12 時間交通量の多い路線は、国道 292 号、同 403 号、主要地方道中野豊野線で 10,000 台以上と多く、特に国道 292 号(観測地点：一本木)では 18,244 台となっています。

混雑時の平均旅行速度をみると、市の中心部から長野方面を結ぶ県道中野小布施線、県道中野豊野線が混雑しており、市街地における円滑な交通処理が課題となっています。

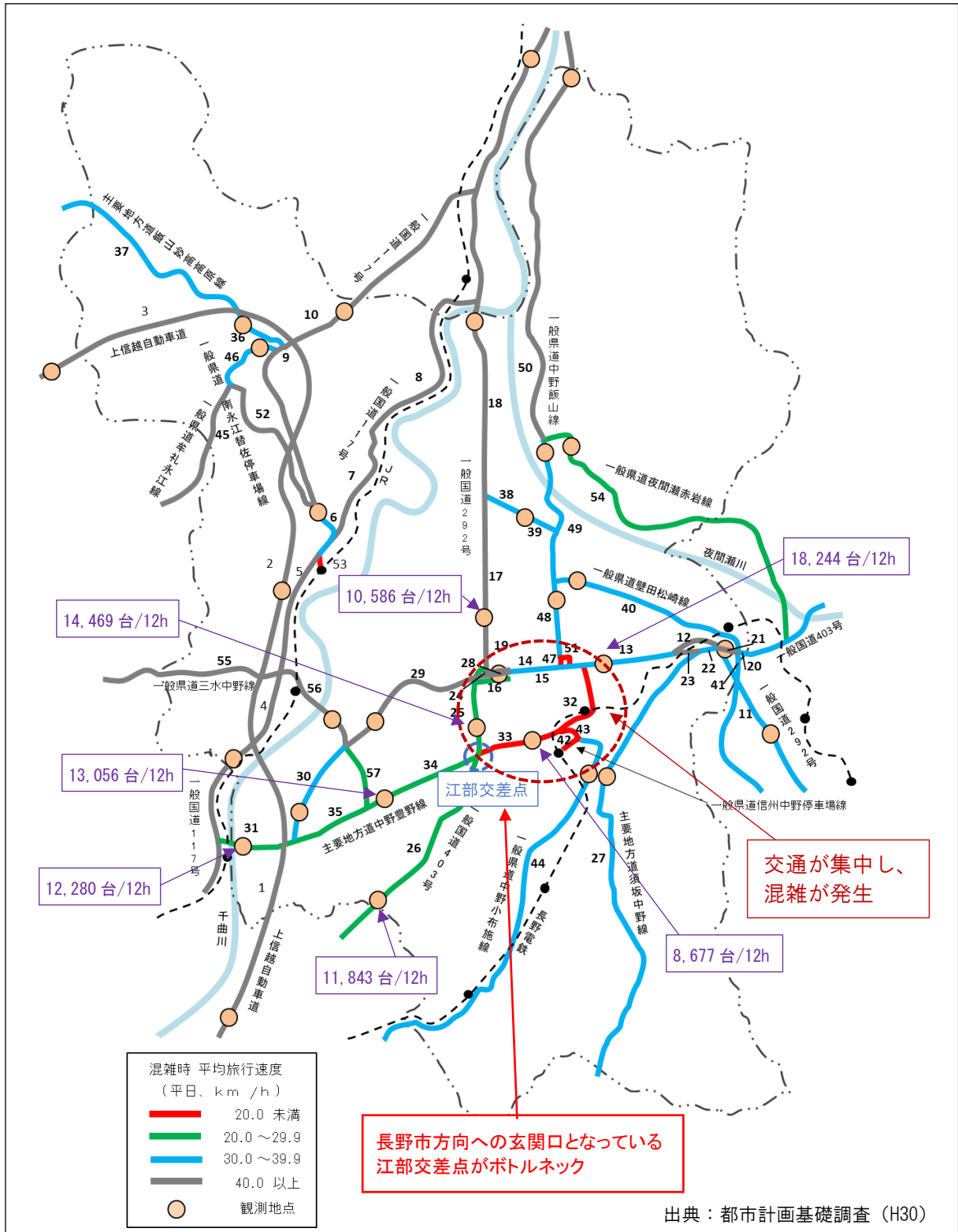


図 混雑時平均旅行速度分布図 (平成 27 年)

(2) 公共交通

① 鉄道の利用者数

ア) 長野電鉄

本市には、長野電鉄の駅が5駅立地しています。このうち、拠点駅である信州中野駅は、令和2年度の年間の乗降客数が88万4千人であり、日当たり約2,400人となっています。年次ごとの推移をみると、令和元年までは年間110万人程度で推移していましたが、令和2年度では約20万人の減少となっています。

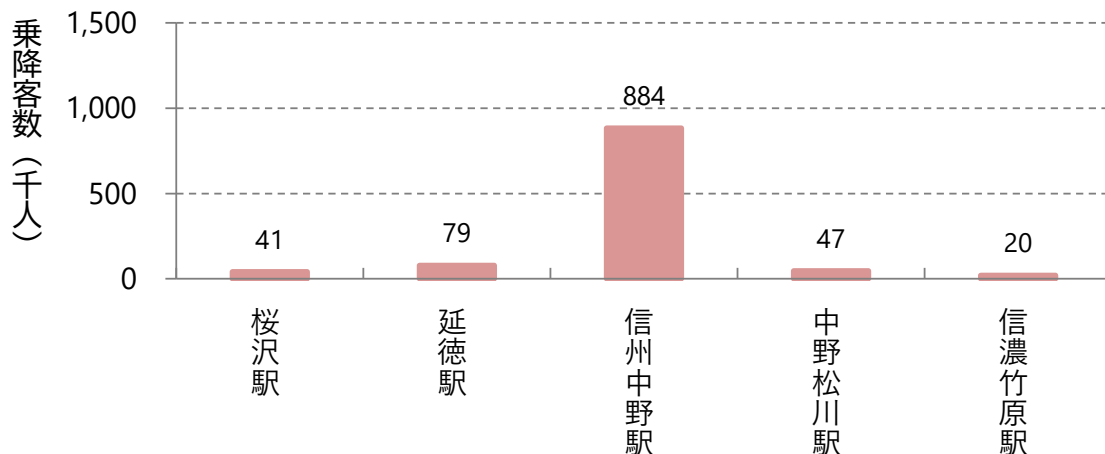


図 長野電鉄の駅別乗降客数（令和2年度）

出典：中野市統計書（令和3年版）

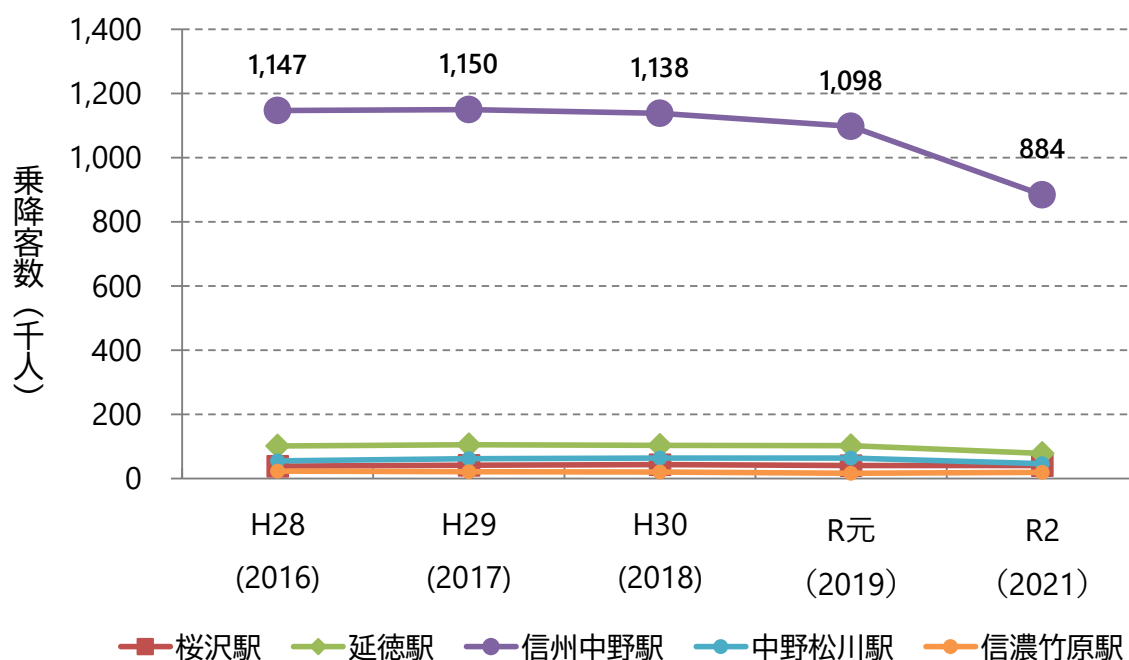


図 長野電鉄の駅別乗降客数の推移

出典：中野市統計書（令和3年版）

イ) 飯山線

豊田地区に上今井駅と替佐駅があります。いずれの駅も、路線バス「永田親川線」、「豊田地域ふれあいバス」に接続しています。

令和2年度における1日平均乗車人員は94人となっています。

② バス・デマンド交通

本市では以下の4つの形態のバス・デマンド交通があります。路線バスについては、山ノ内町及び飯山市に乗り入れる路線を含め6路線が運行されています。ふれあいバスは、公共交通空白地帯を対象に市が運行主体となっているもので、3路線が運行されています。

お出かけタクシーは、デマンド型の公共交通であり、予約制の運行となっています。乗り合いタクシー深沢永田線は飯山市との共同運行で、豊田地域の永田地区と飯山市方面を結ぶ路線となっています。

路線バスの令和2年度における延べ利用者総数は、20.8万人となっています。路線ごとで見ると、最も利用者が多いのは中野木島線であり、令和2年度では約14万5千人となっています。

ふれあいバスの令和2年度における延べ利用者総数は、9.4千人となっています。路線ごとで見ると、最も利用者が多いのは間山線であり、令和2年度では約6.2千人となっています。

お出かけタクシーの令和2年度における延べ利用者総数は、0.4千人となっています。

いずれの交通も、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用者の減少が顕著となっています。

表 バス・デマンド交通の構成

種別	運行主体	路線
路線バス	長電バス	(地域間幹線系統：3路線) 上林線、永田線、中野木島線 (廃止路線代替バス：3路線) 立ヶ花線、菅線、合庁線
ふれあいバス	中野市地域公共交通対策協議会	倭・科野地区、間山線、豊田地域の3路線
お出かけタクシー	中野市地域公共交通対策協議会	運行エリア内にバス停設置。予約制、400円/予約 ※中野市民のみ利用可
乗り合いタクシー	飯山市と連携	深沢永田線

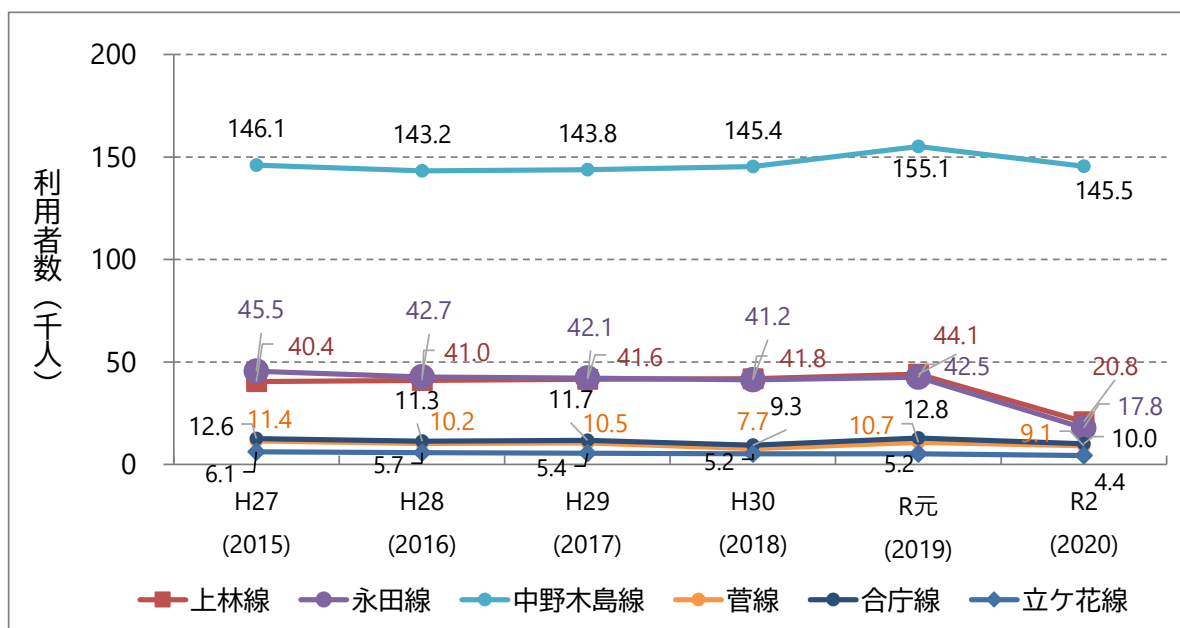


図 路線バスの年間利用者数の推移 (バス事業年度)

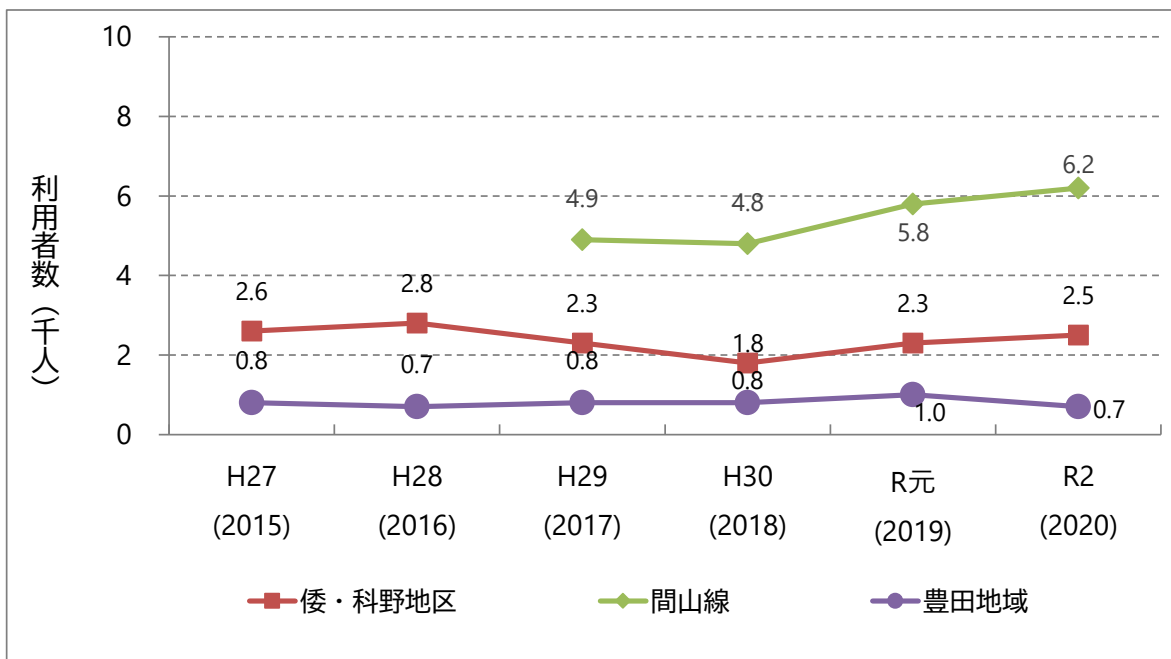


図 ふれあいバスの年間利用者数の推移（バス事業年度）

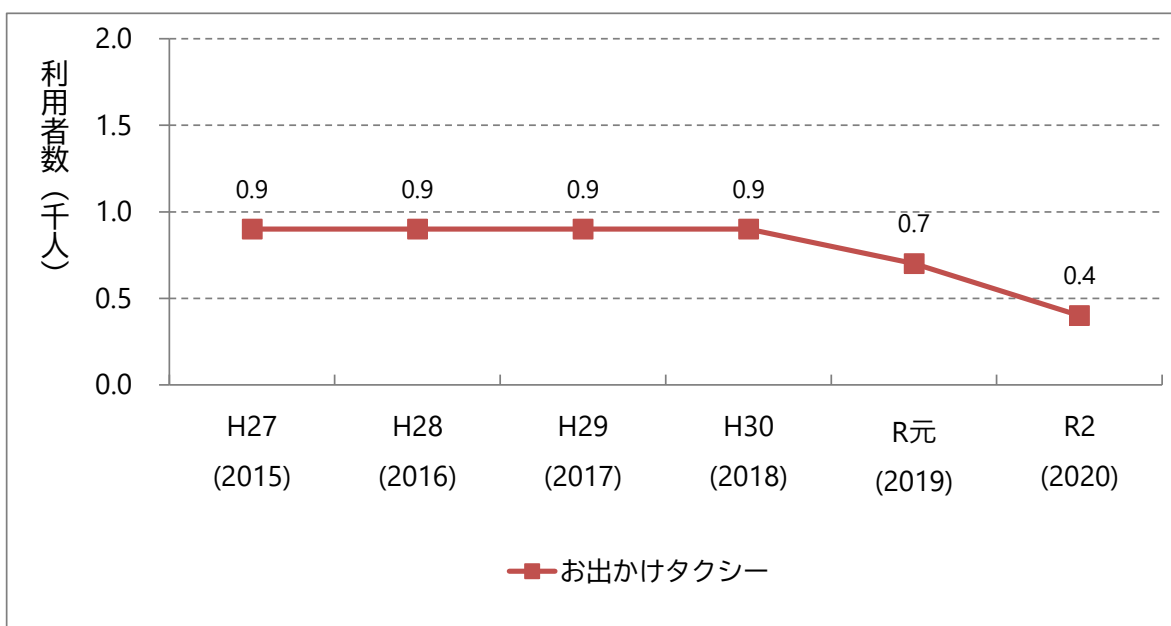


図 お出かけタクシーの年間利用者数の推移（バス事業年度）



図 中野市公共交通マップ

2-5. 都市機能

(1) 公共公益施設

市民の生活を支える基幹的な施設は信州中野駅北側の中心市街地に立地しています。市では現在公共施設の再編やリノベーションを進めており、市民会館の建替事業が進められています。

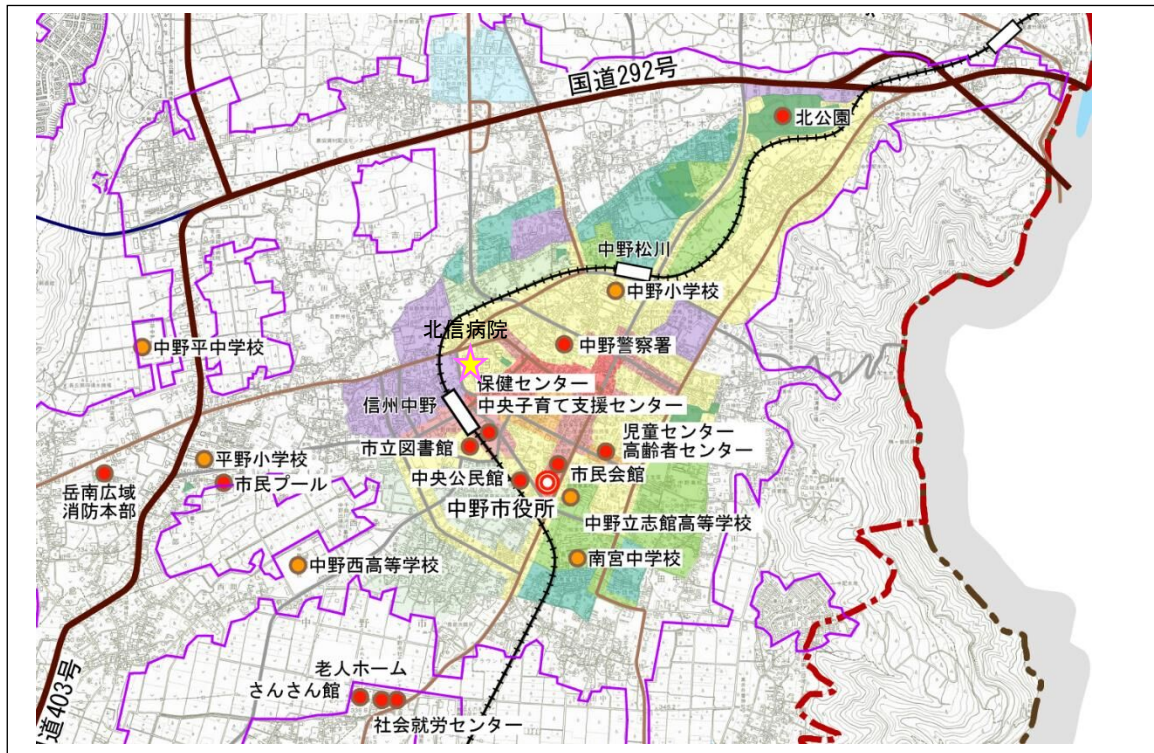


図 市中心部における公共公益施設の分布状況

(2) 商業機能

中野市の商圏人口は10万8千人(県内13位)であり、市の商業機能の集積は周辺都市の暮らしを支える役割を担っています。商業施設は、用途地域外である国道292号沿道に集積が見られ、本市はもとより周辺都市の生活を支えるうえで重要な役割を担っています。

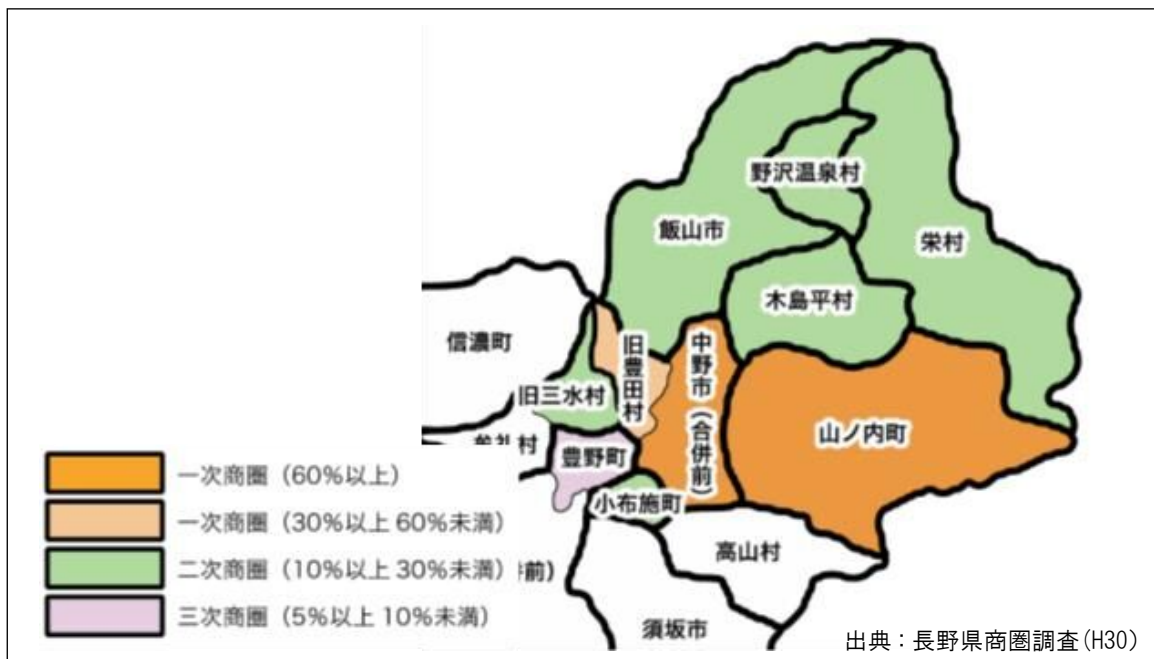


図 中野市の商圏

2-6. 地価

本市では、地価公示の調査地点が5か所、県の地価調査の調査地点が9か所あり、それぞれの調査地点の地価の動向（平成17年から令和2年）は、以下に示すとおりです。

最も地価が高いのは、国5-1（中央一丁目の商業地）の45,400円/㎡となっています。なお、住宅地では、県-2（中央二丁目の既成市街地内住宅地）の40,300円/㎡となっています。

各調査地点の地価推移をみると、すべての調査地点において減少傾向となっています。平成17年から令和2年までの15年間で下落率が大きかったのは、県5-2（西一丁目商業地域）の-44.4%、国5-1（中央一丁目商業地域）の-44.0%、国5-2（中央一丁目既成商業地域）の-42.2%となっており、いずれも中心市街地の3地点となっています。

平成27年から令和2年までの5年間における全調査区の下落率の平均は-8.4%であり、平成22年から平成27年までの5年間の下落率（-14.3%）よりも減少しています。特に、県-4（江部郊外住宅地）が-2.1%、県-2（中央二 既成住宅地）が-2.4%、県-1（小田中 農家・アパート等混在地域）が-4.0%、国-2（中野字霊閑寺 新興住宅地）の-4.4%であり、一部の住宅地では下げ止まり傾向がみられます。

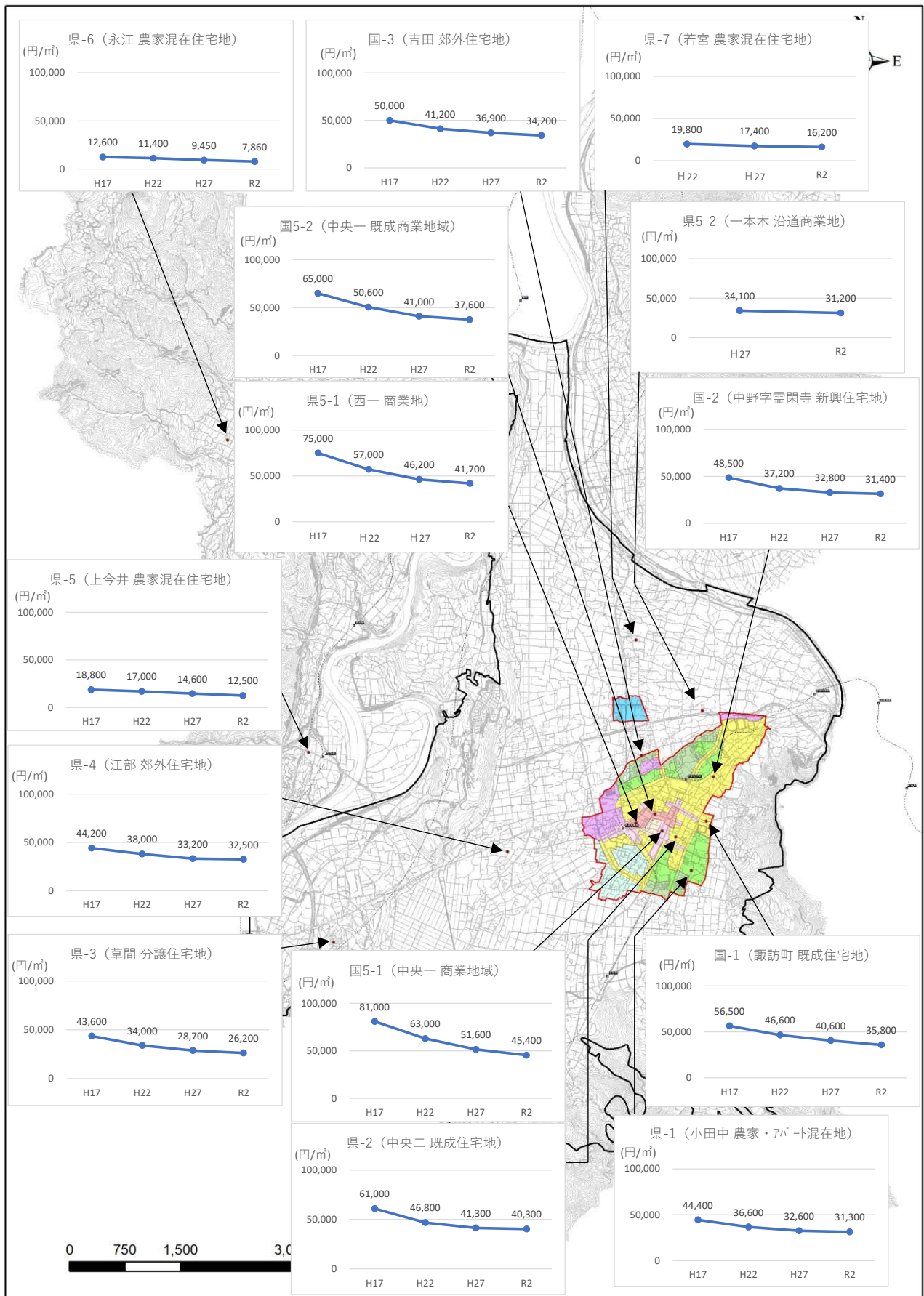
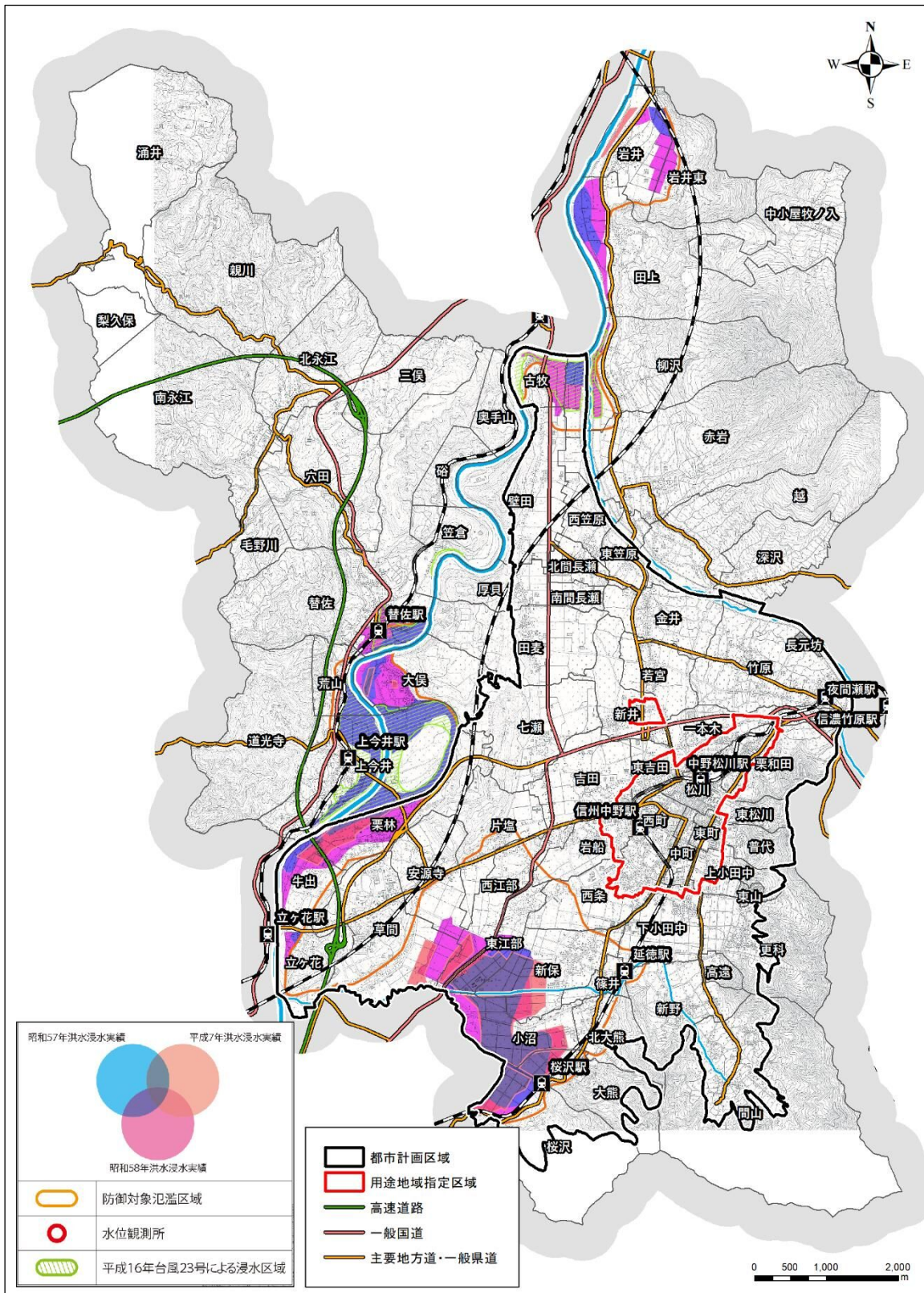


図 地価の分布と推移

2-7. 災害

(1) 災害履歴（水害）

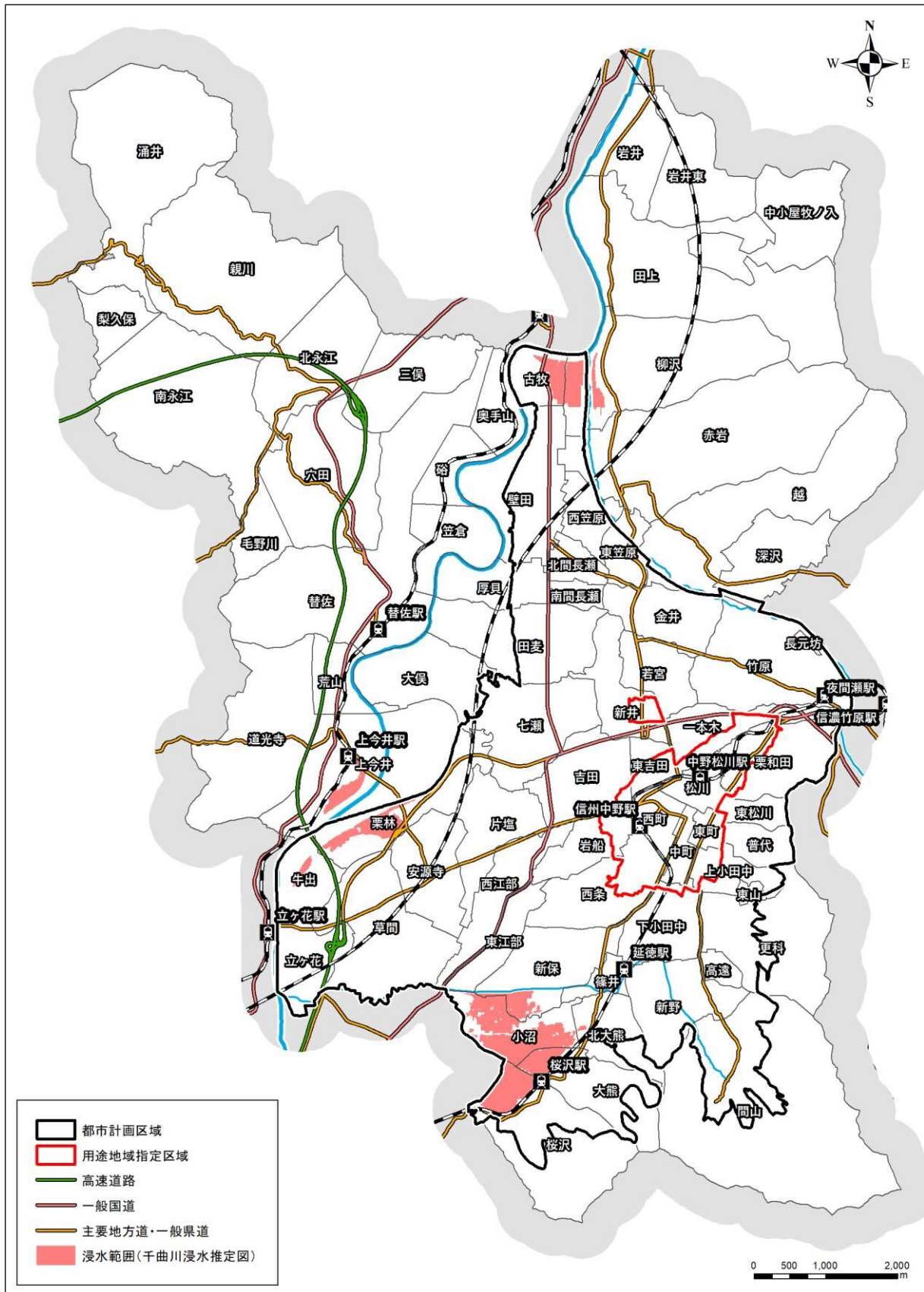
浸水実績図（千曲川）による昭和57年・58年及び、平成7年・16年の浸水範囲をみると、上今井、栗林、新保、小沼、古牧など地区で浸水被害が発生しています。



出典：中野市地域防災計画（直轄沿川浸水実績図）

図 浸水実績図（千曲川）

令和元年東日本台風に伴う大雨による浸水推定図をみると、前頁の浸水実績図における浸水エリアの一部で浸水被害が発生しています。



出典：国土地理院「浸水推定図（千曲川）」

図 令和元年東日本台風に伴う大雨による浸水推定図（千曲川）

(2) 浸水想定区域の指定状況

① [篠井川・真引川] L1：計画規模降雨

水防法による篠井川・真引川の「浸水想定区域(L1：計画規模降雨)」の指定状況を下図に示します。

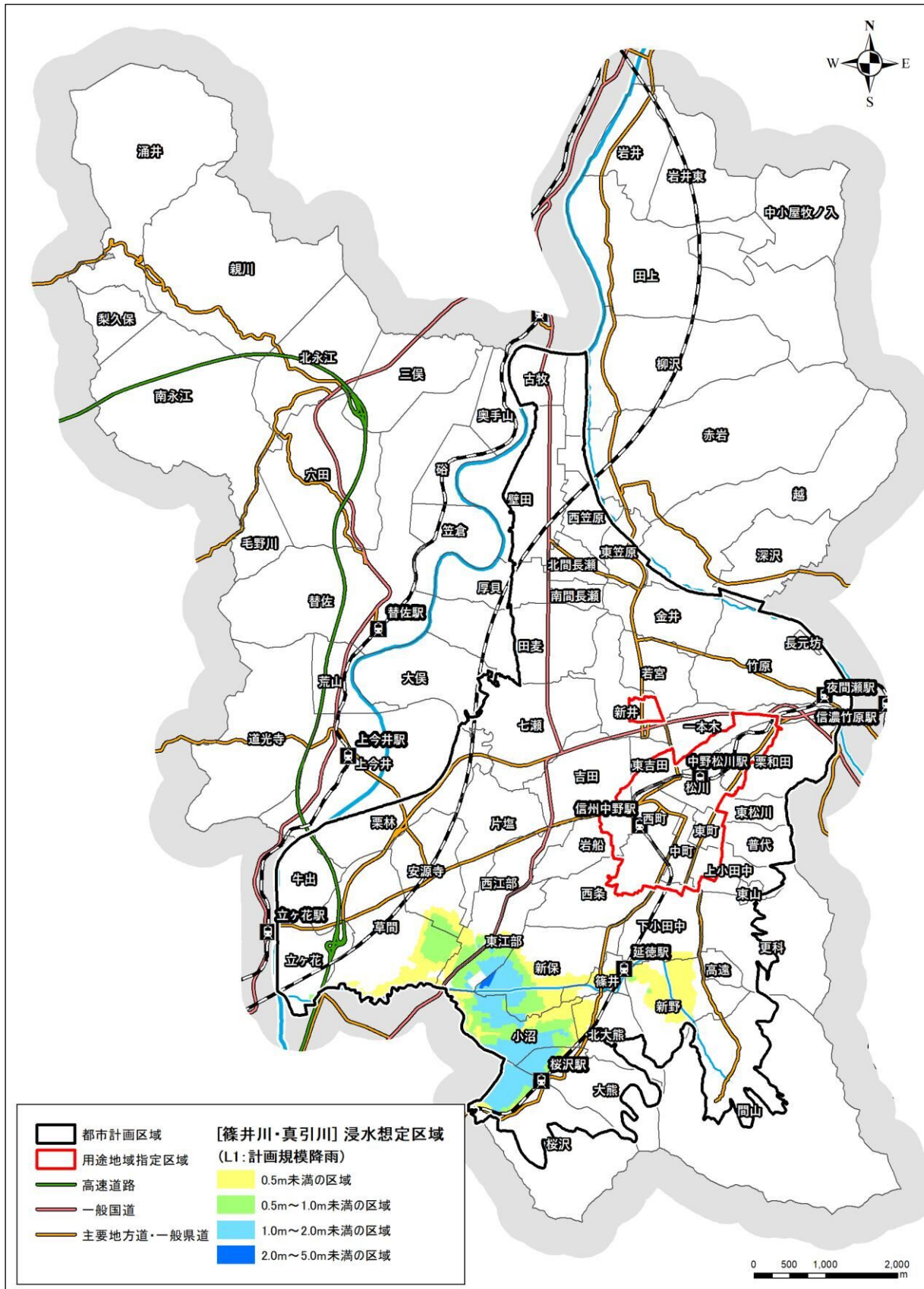


図 [篠井川・真引川] 浸水想定区域 (L1：計画規模降雨)

② [千曲川] L1：計画規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

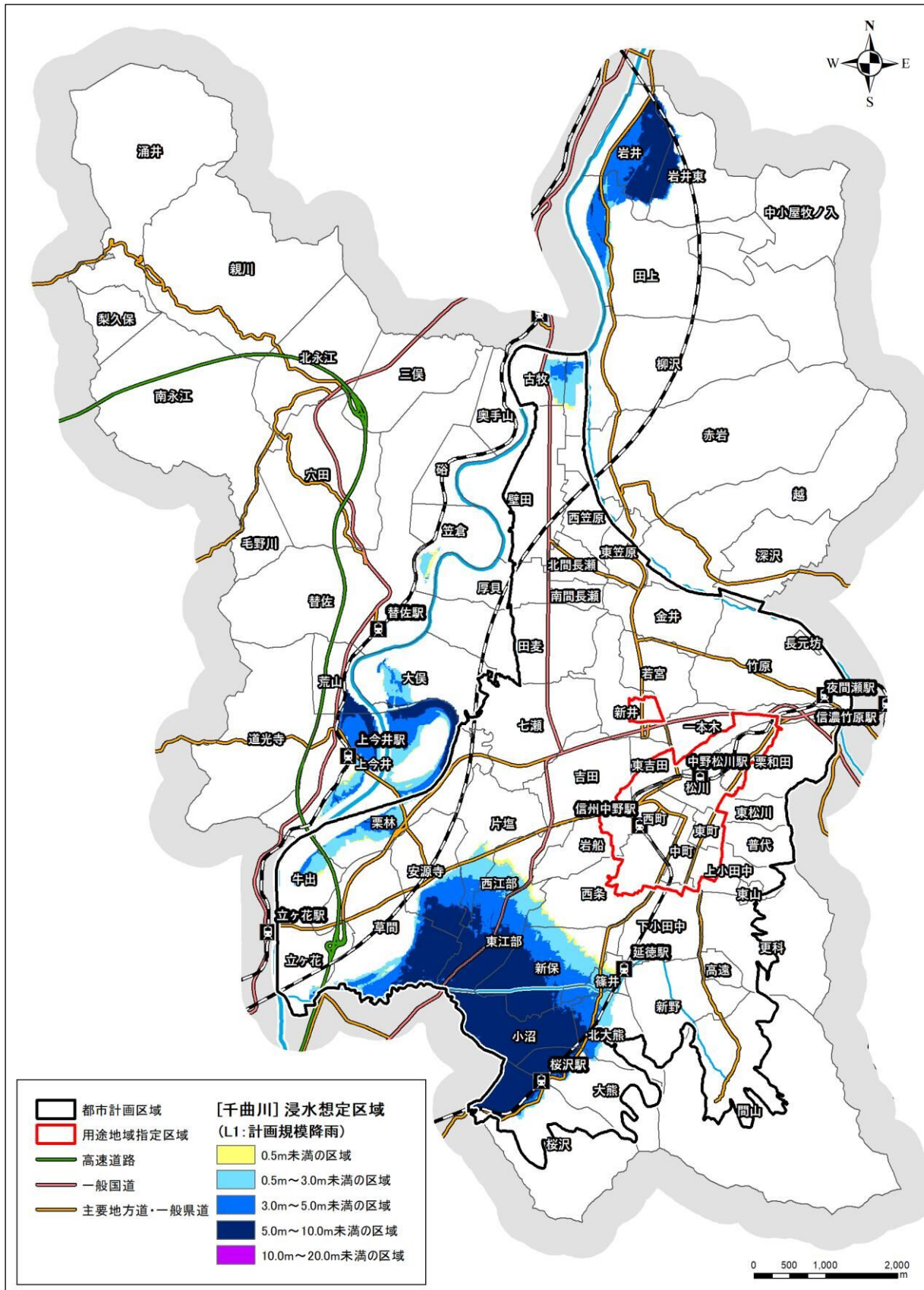


図 [千曲川] 浸水想定区域（L1：計画規模降雨）

③ [千曲川] L2：想定最大規模降雨

水防法による千曲川の「浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

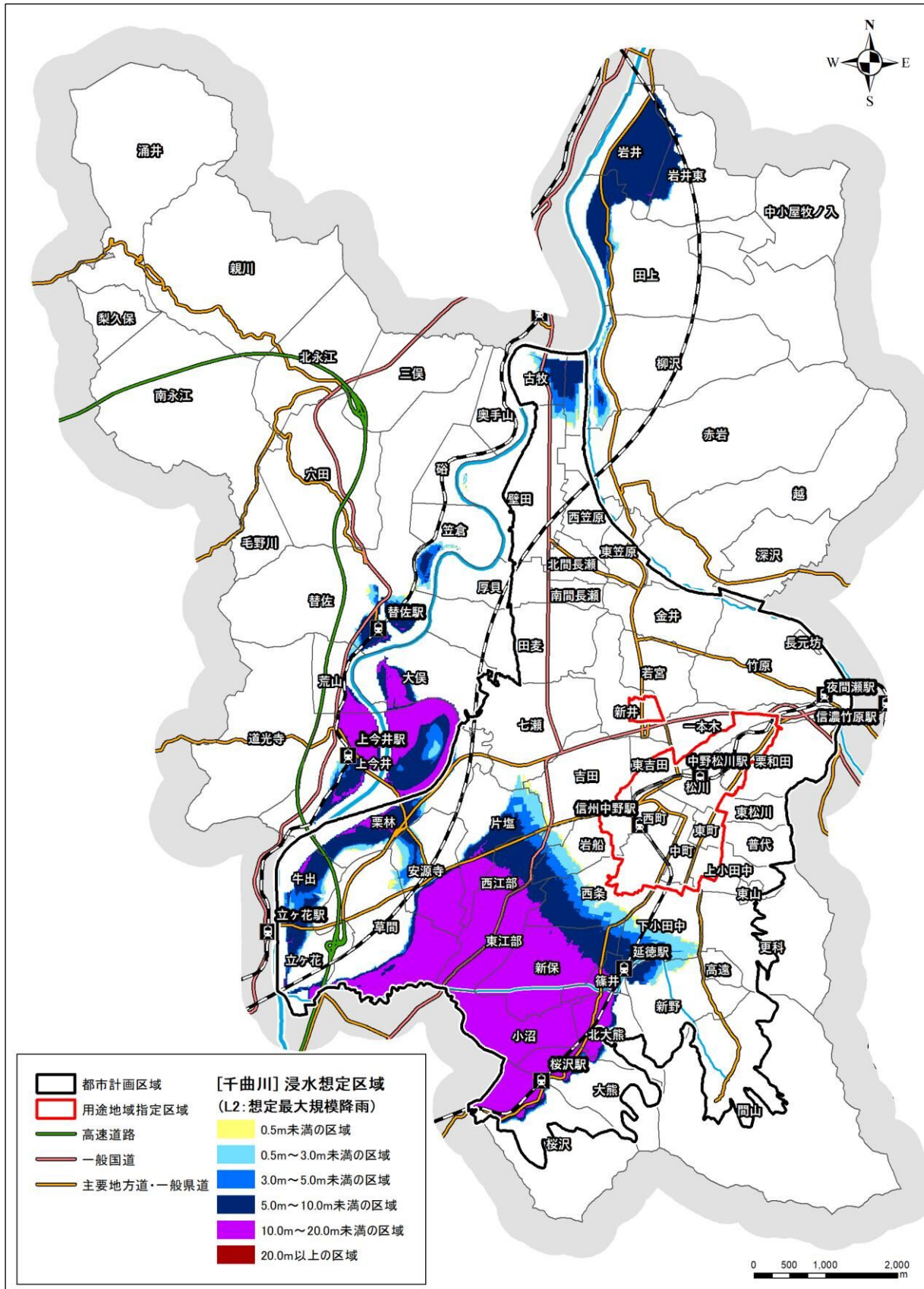


図 [千曲川] 浸水想定区域（L2：想定最大規模降雨）

④ [夜間瀬川] L1：計画規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域（L1：計画規模降雨）」の指定状況を下図に示します。

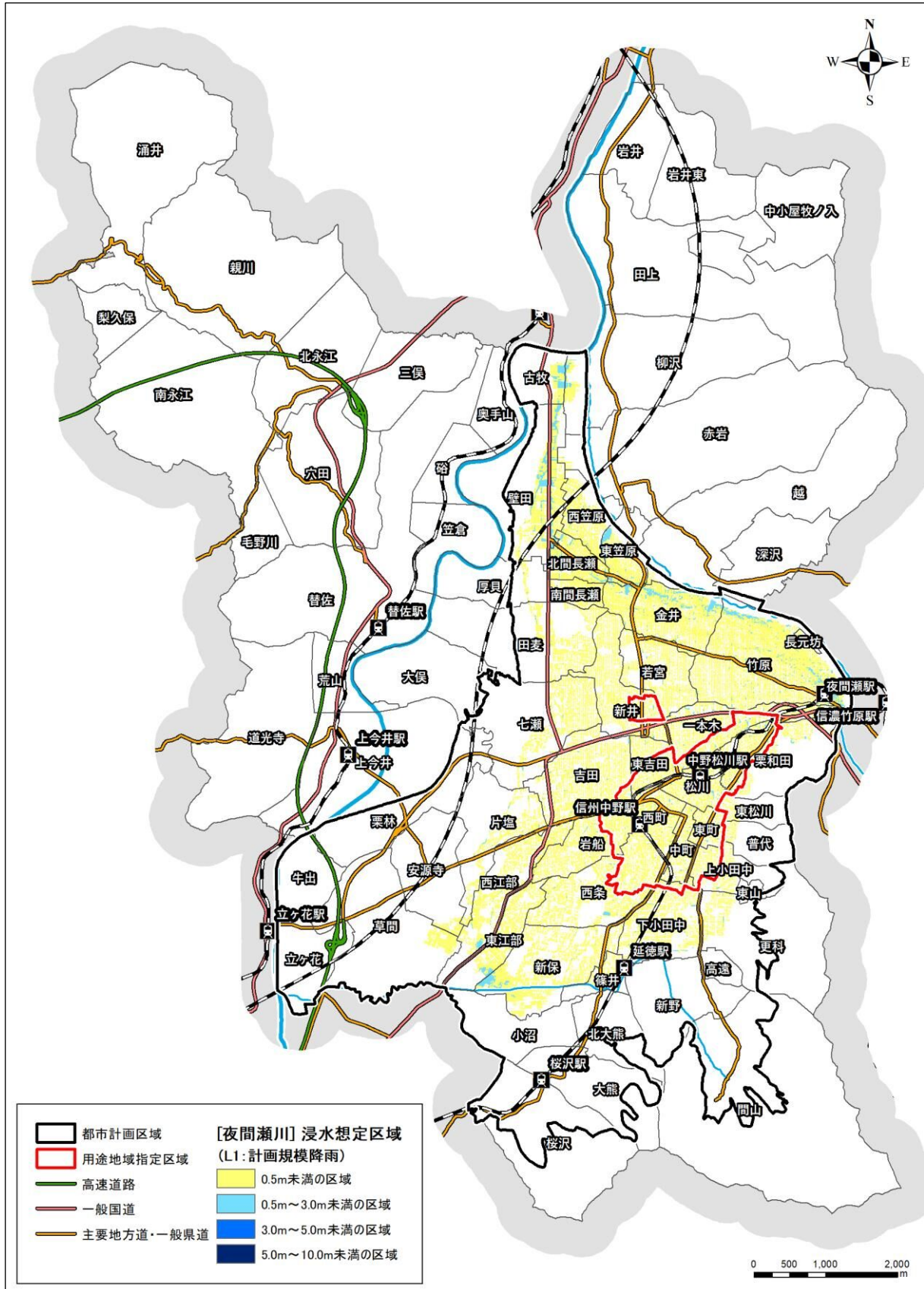


図 [夜間瀬川] 浸水想定区域（L1：計画規模降雨）

⑤ [夜間瀬川] L2：想定最大規模降雨

水防法による夜間瀬川の「浸水想定区域(L2:想定最大規模降雨)」の指定状況を下図に示します。

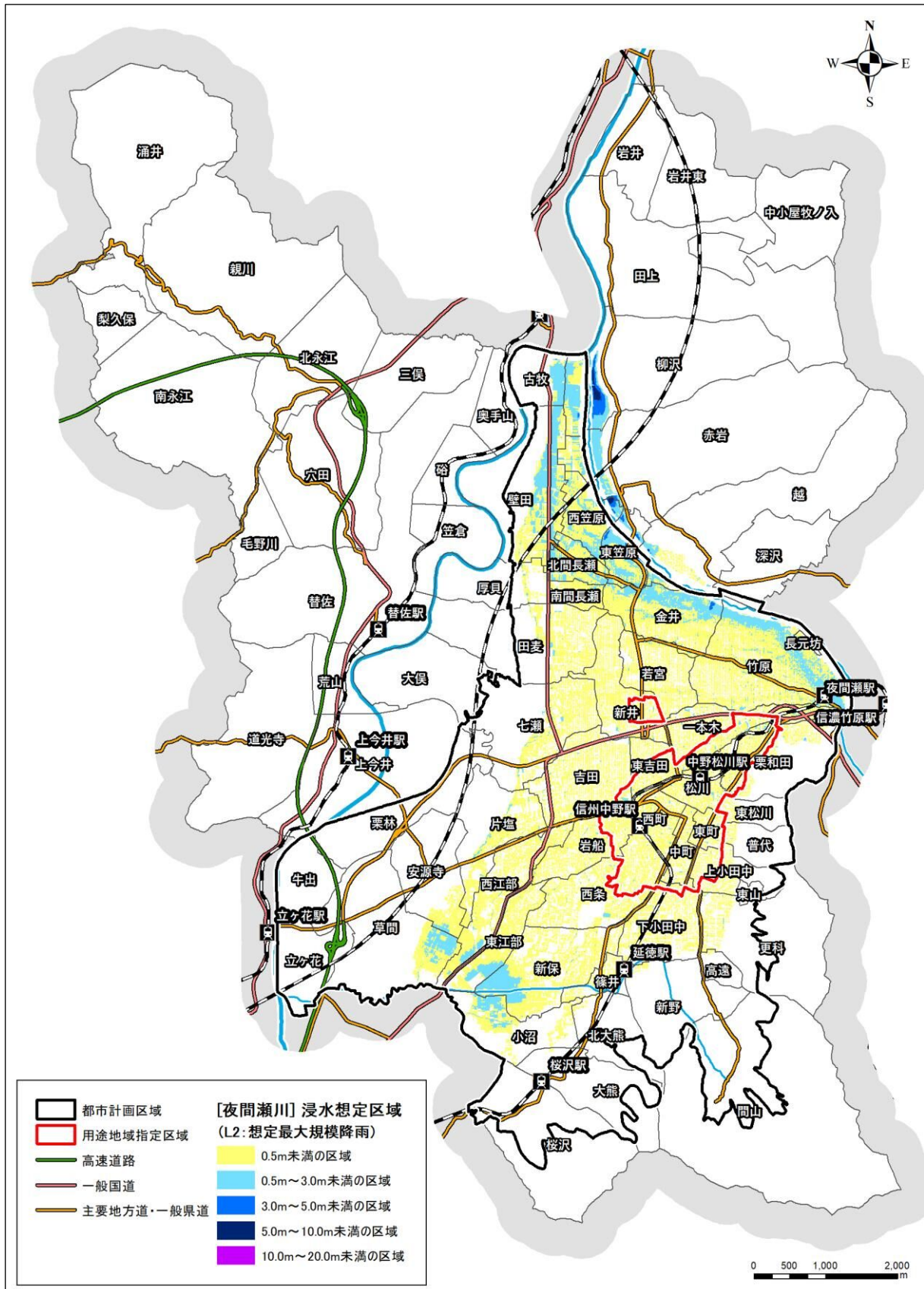


図 [夜間瀬川] 浸水想定区域 (L2：想定最大規模降雨)

(3) 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」、地すべり防止法による「地すべり防止区域」、急傾斜地法による「急傾斜地崩壊危険区域」の指定状況を下図に示します。

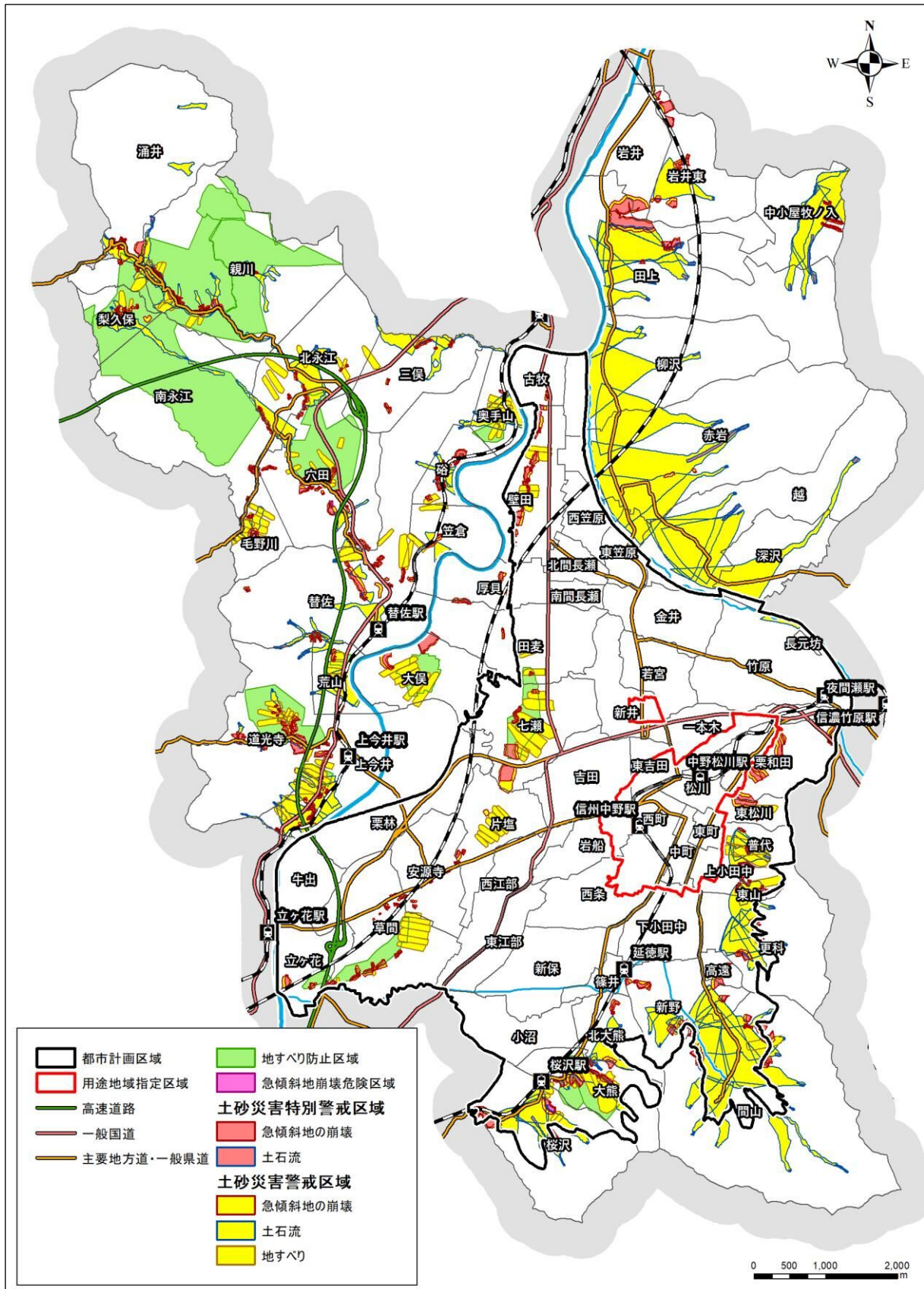


図 土砂災害警戒区域等の指定状況

3. 上位・関連計画

総合計画は、市・町におけるまちづくりの方向性を示す計画として最上位に位置し、行政の各計画及び施策の展開方針など、まちづくりの方向性と目標を示すものです。

3-1. 第2次中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）

計画期間	基本構想：平成28年（2016年）～令和7年（2025年） 後期基本計画：令和4年（2022年）～令和7年（2025年）
将来都市像	緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち
基本構想	<p>（基本政策5）安心・安全な住みよいまちづくり（定住環境） 〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に地震、水害などが多発し、危機管理、防災体制、消防・救急体制の充実が求められています。 ● 市民が不安のない暮らしを送るため、交通安全・防犯対策の推進に加え、消費者・生活者の相談体制の充実を図る必要があります。 ● 高齢化の進行に伴い、誰もが安心して移動することのできる交通基盤の整備が求められています。 ● 都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、これらの適切な維持管理や長寿命化が求められているほか、集中豪雨などへの対策を進める必要があります。 <p>〈大綱〉</p> <p>○行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった取組を推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進めます。また、危機管理、消防・救急体制の充実や、交通安全・防犯対策を強化し、事故や犯罪などから市民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。</p> <p>○道路や上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理を進めるとともに、環境負荷を抑え、コンパクトで快適な住環境の質の向上に努めます。</p> <p>○また、より身近な生活道路の整備や公共交通の利用促進、駅周辺の利便性向上などにより、市民生活を支える交通ネットワークの充実を図ります。</p>
後期基本計画	<p>政策2：身近な生活基盤の充実</p> <p>【施策01：住空間の質の向上】</p> <p>○憩いの空間の充実</p> <p>子どもや高齢者をはじめとする市民誰もが安心安全で快適に利用でき、そして集い、楽しめる魅力ある公園づくりを進めます。</p> <p>○良好な景観づくり</p> <p>良好な景観を保全するため、景観づくり団体等と協働して景観育成を図ります。花苗を希望する区・ボランティア団体・公共施設等に配布します。</p> <p>周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家等について、改善措置の指導等を行います。</p> <p>【施策02：地域公共交通と道路網の充実】</p> <p>○持続可能な公共交通の運行・改善</p> <p>まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通を推進します。市民一人ひとり</p>

	<p>が地域公共交通を守り育てると意識の醸成や、地域ニーズに合わせた効率的な運行等による利用促進を推進します。</p> <p>通勤者のための駅駐輪場を運営し、パークアンドライドを促進します。</p> <p>○道路・橋梁の維持・整備</p> <p>暮らしを支える身近な生活道路・橋梁等の点検や計画的な修繕・改良を推進します。</p> <p>都市計画道路の整備や計画変更を推進します。</p> <p>道路維持について、民間委託等効果的で経済的な手法を検討します。</p> <p>政策3:安心・安全なまちづくりの推進</p> <p>【施策01:災害強いまちづくりの推進】</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>自主防災組織の立ち上げの促進、活動（資器材の購入費用等）の補助を行います。また、自主防災組織のリーダー研修及び防災訓練等の実施により、平常時から消防機関との連携強化を図ります。</p> <p>○豪雨災害への備えの充実</p> <p>市が管理する準用河川、普通河川及び水路等の整備を推進するとともに、市街地や集落内に下流域への流出抑制設備の設置を検討します。また、千曲川の無堤地区の解消、夜間瀬川・篠井川等の未改修部分の改修等を関係機関に要請・促進します。</p>
--	--

3-2. 第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

人口ビジョン	<p>①第2期中野市総合戦略 最終目標年度 令和6（2024）年度：目標人口40,500人</p> <p>②中野市人口ビジョン 最終目標年度 令和27（2045）年度：目標人口35,000人</p>
第2期 総合戦略	<p>計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度</p> <p>〈4つの基本目標〉</p> <p>基本目標1 子育て子育て安心戦略～自然減の抑制～</p> <p>基本目標2 「故郷」のふるさとに住まう人口定着戦略 ～社会像への転換～</p> <p>基本目標3 雇用創出と「信州なかの」ブランドをいかした産業振興戦略 ～労働と基幹産業の安定～</p> <p>基本目標4 確かな暮らし実現戦略 ～安心安全・健康長寿のまちづくり～</p> <p>〈第2期における重点施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や地域の人たちと多様な形で関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大 ・企業や個人による寄付・投資等 ・Society5.0の実現に向けた技術の活用 ・SDGsを原動力とした取組 ・人材の掘り起こしや育成、活躍を支援 ・地域づくりを担うNPO等の組織や企業と連携 ・女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが活躍できる地域社会 ・地域経営の視点で取組む

3-3. 長野県流域治水推進計画（令和3年2月 長野県）

計画期間	令和3年度～令和7年度
流域治水における取組項目	<p>【取組目標】</p> <p>1. 河川整備の取組</p> <p>水災害を防ぐため、護岸整備や堤防の強化など、いわゆるハード整備による洪水を安全に「流す」治水対策を計画的に推進します。（国や県などの河川管理者が河川整備計画等に基づき、整備を推進します。）</p> <p>2. 流域における雨水貯留等の取組</p> <p>降雨の河川への流入抑制や、市街地等の浸水被害軽減のため、降った雨を直接河川に流すのではなく、流域で雨水を「留める」ことを主体とした取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設における雨水貯留浸透施設設置 ② 市町村における各戸貯留施設設置費補助制度 ③ 雨水排水規制ガイドライン等の策定 ④ ため池を活用した雨水貯留の取組 ⑤ 水田を活用した雨水貯留の取組 ⑥ 公共下水道（雨水）の整備 ⑦ 流域の森林整備 ⑧ 排水ポンプ車の配置 <p>3. まちづくりや住民避難の取組</p> <p>長野県は広く、その土地ごとに特性があるため、住民の方々と一緒に地域特性に応じた避難体制を構築するとともに、水災害に「備える」まちづくりの取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置 ② 浸水想定区域図の作成 ③ 住まい方の工夫の取組 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、都市再生特別措置法に基づき、「立地適正化計画」を策定することができることから、「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」について、計画見直しの際（5年に1度）に「浸水想定区域」から除外してもらうよう推進します。しかし、この除外が困難な場合には、「防災指針」の作成を促していきます。 ・また、不動産関係団体には、不動産取引について、水害ハザードマップに係る重要事項説明が適切に行われるよう周知します。 ・更に、浸水想定区域で浸水深が深い箇所に居住する住民に対し、水害に強い住まいづくりの情報提供と推進を図っていきます。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ④ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成 ⑤ 地域特性に配慮した「地区防災マップ」の作成 ⑥ 防災知識の普及に関する取組 ⑦ 「災害時住民支え合いマップ」の作成

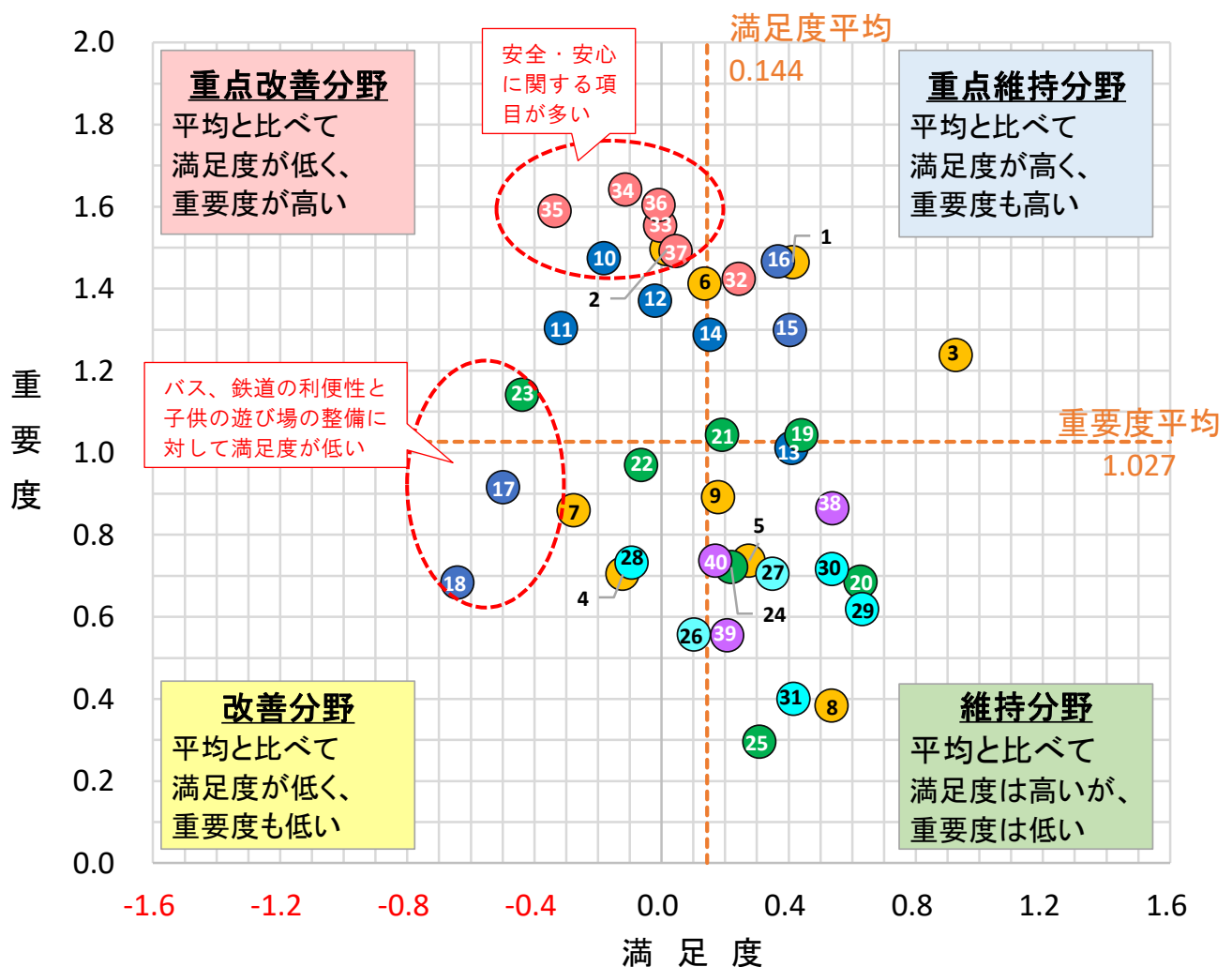
4. まちづくりに関する市民の意向

まちづくり基本計画の策定にあたり、市民のまちづくりに関する意向を把握し、計画に反映させることを目的として、16歳以上の市民3,000人を対象としてアンケート調査を実施しました。（郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答、回収率41.6%）

4-1. お住まい周辺の住みやすさ（満足度・重要度）

施策の重要度をみると、全ての項目が「0」を上回っており、中でも、「³⁴土砂災害・風水害に対する安全性」、「³⁶避難場所・避難路のわかりやすさ」、「³⁵雪害に対する安全性」、「³³地震災害に対する安全性」のいずれも「安全・安心」に関する項目が上位を占めています。

施策の満足度を見ると、「³日照や静かさのある環境」、「²⁹田園景観の美しさ」「²⁰寺社の境内地などの森の保全」が上位となっています。一方、「¹⁸バスの利用しやすさ」、「¹⁷鉄道の利用しやすさ」、「²³身近にある子どもの遊び場の整備」は満足度が低い項目となっています。



【住みやすさに関する満足度と重要度の評価点（加重平均値）】

	設問項目	満足度	重要度	傾向
土地利用・ 居住環境	1. 子ども・子育て世代の生活のしやすさ	0.413	1.464	重点維持分野
	2. 高齢者・障がい者の生活のしやすさ	0.017	1.495	重点改善分野
	3. 日照や静かさのある環境	0.927	1.237	重点維持分野
	4. 空き家・空き店舗の少なさ	-0.122	0.704	改善分野
	5. 近隣の建物の密集や老朽の程度	0.275	0.737	維持分野
	6. 近所での買い物の便利さ	0.137	1.412	重点改善分野
	7. 市内の中心部での買い物の便利さ	-0.276	0.859	改善分野
	8. 工業団地の整備・工場などの立地状況	0.536	0.383	維持分野
	9. 優良な農地の保全	0.179	0.891	維持分野
	平均値（土地利用・居住環境）	0.232	1.026	
道路・交通	10. 歩行者に対する安全性	-0.180	1.474	重点改善分野
	11. 道路の通行のしやすさ（自転車・バイク）	-0.316	1.303	重点改善分野
	12. 道路の通行のしやすさ（自動車）	-0.020	1.370	重点改善分野
	13. 広域（市外）への行きやすさ	0.409	1.011	維持分野
	14. 通勤・通学のしやすさ	0.153	1.287	重点維持分野
	15. 買い物への行きやすさ	0.404	1.298	重点維持分野
	16. 医療・福祉施設などへの行きやすさ	0.368	1.466	重点維持分野
	17. 鉄道の利用しやすさ	-0.498	0.916	改善分野
18. バスの利用しやすさ	-0.642	0.683	改善分野	
	平均値（道路・交通）	-0.033	1.202	
公園・緑地	19. 森林など自然環境の保全	0.442	1.042	重点維持分野
	20. 寺社の境内地などの森の保全	0.627	0.685	維持分野
	21. 河川や湖など水辺空間の環境保全	0.192	1.042	重点維持分野
	22. スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備	-0.063	0.969	改善分野
	23. 身近にある子どもの遊び場の整備	-0.438	1.140	重点改善分野
	24. 道路や公共施設の敷地の緑化	0.220	0.721	維持分野
25. 民間施設や工場の敷地の緑化	0.309	0.295	維持分野	
	平均値（公園・緑地）	0.183	0.844	
景観	26. 沿道や街並み、家並みの美しさ	0.102	0.556	改善分野
	27. 水辺や眺望などの風景の美しさ	0.350	0.704	維持分野
	28. 駅周辺や中心街の都市景観の美しさ	-0.093	0.731	改善分野
	29. 田園景観の美しさ	0.632	0.618	維持分野
	30. 寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全状況	0.537	0.715	維持分野
	31. 看板やサインなど屋外広告物の規制	0.417	0.400	維持分野
	平均値（景観）	0.324	0.621	
安全・安心	32. 火災・延焼に対する安全性	0.244	1.423	重点維持分野
	33. 地震災害に対する安全性	-0.003	1.553	重点改善分野
	34. 土砂災害・風水害に対する安全性	-0.113	1.641	重点改善分野
	35. 雪害に対する安全性	-0.335	1.588	重点改善分野
	36. 避難場所・避難路の分かりやすさ	-0.008	1.603	重点改善分野
	37. まちの防犯対策	0.045	1.491	重点改善分野
	平均値（安全・安心）	-0.029	1.550	
市民参画等	38. ご近所付き合いの機会	0.538	0.864	維持分野
	39. まちづくりへの市民参画の機会	0.208	0.554	維持分野
	40. まちづくりに関する情報提供	0.170	0.736	維持分野
	平均値（市民参画等）	0.309	0.719	
	平均値（全体）	0.144	1.027	

満足度・重要度が平均値(全体)を上回る場合⇒赤

※評価点は、満足度及び重要度について、以下のように点数を付与して算出した。

選択肢	点数
非常に満足 / 非常に重要	2点
ほぼ満足 / やや重要	1点
やや不満 / あまり重要ではない	-1点
不満 / 重要ではない	-2点

4-2. 中野市の将来像について

「地震や大雨、大雪、火災などのあらゆる災害に強いまち(59.7%)」が最も高く、以下、「買い物 がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち(51.5%)」、「生活道路や公園などが充実した、住みやすいまち(36.2%)」の順となっています。なお、若い世代では「買い物 がしやすく、活気があふれる中心市街地をもつまち」の回答割合が高い傾向があります。

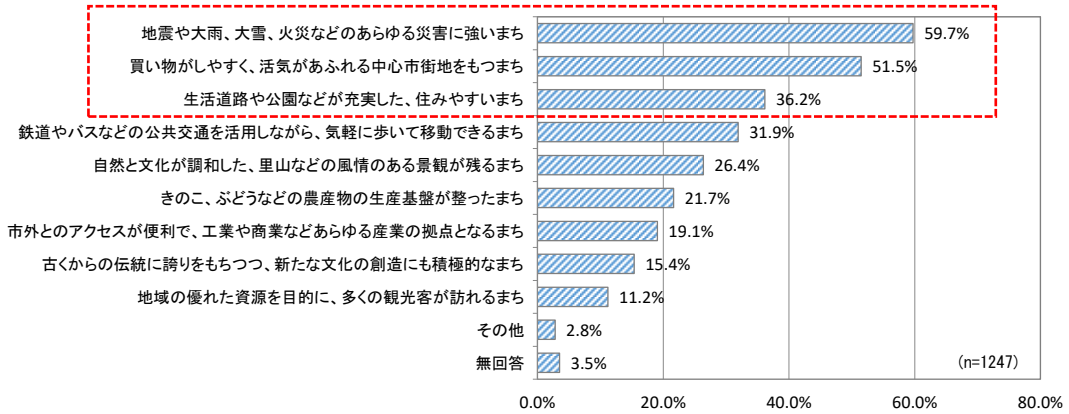


図 中野市の将来像（単数回答）

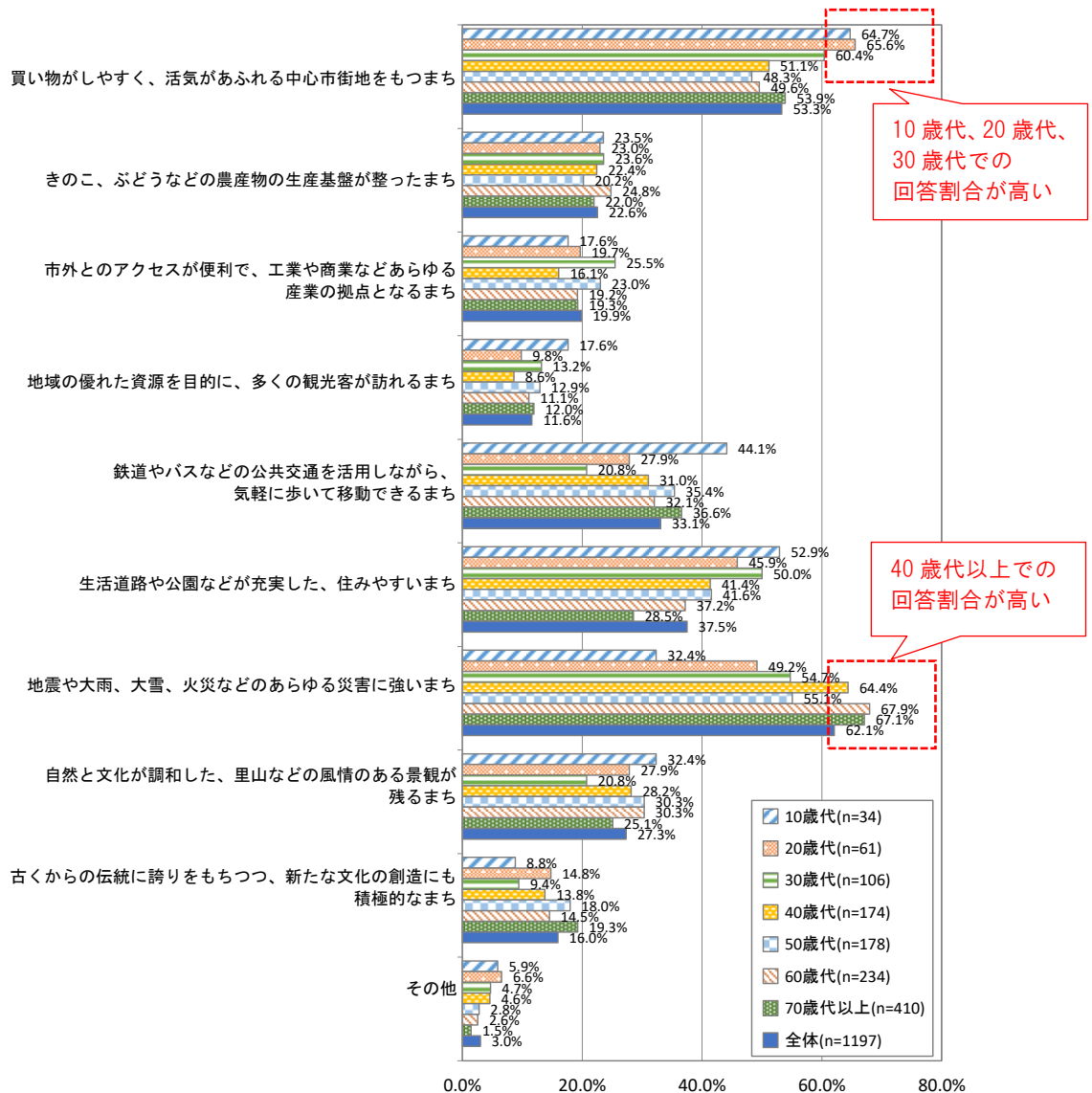


図 中野市の将来像（年代別クロス）

4-3. 定住意向

全体としては、約8割が「現在の居住地に住み続けたい」と回答しています。しかし、年代別で見ると、若い年代ほどその割合が低く、「市内の利便性の高い中心市街地に住み替えたい」の回答は20歳代で最も高くなっています。

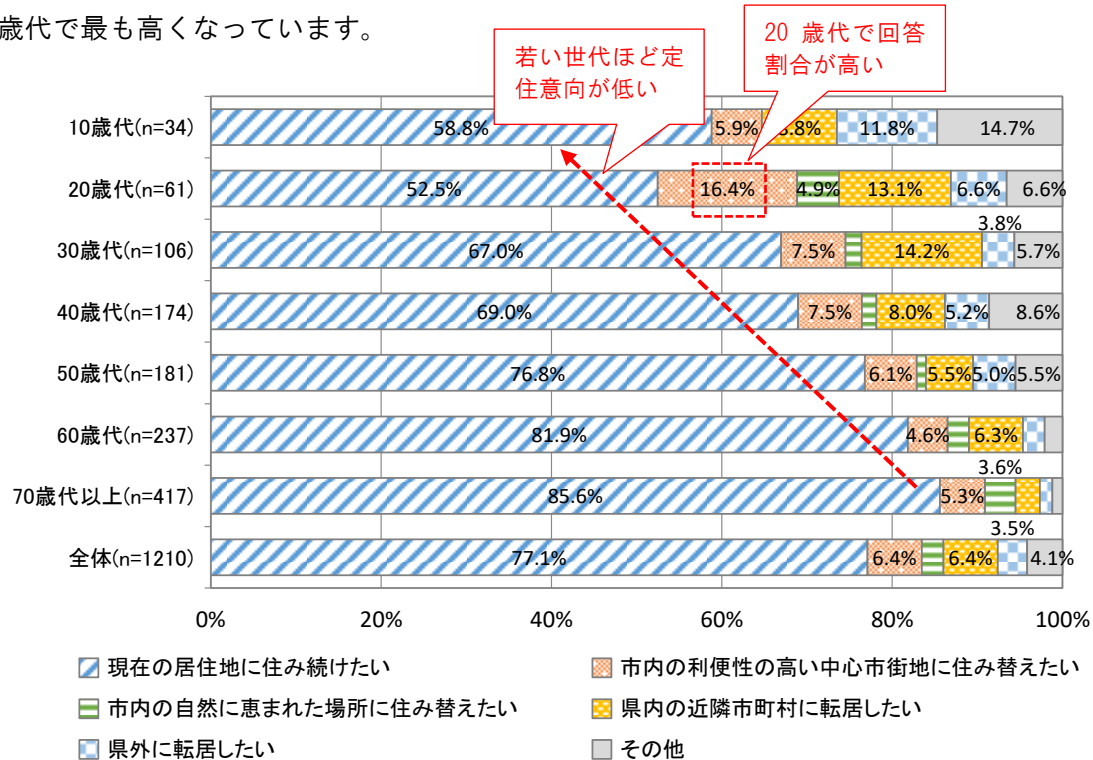


図 定住意向（年代クロス）

地域別で見ると、「現在の居住地に住み続けたい」の回答割合が最も高いのは「市街地及びその周辺地域」であり、最も低いのは豊田地域となっています。

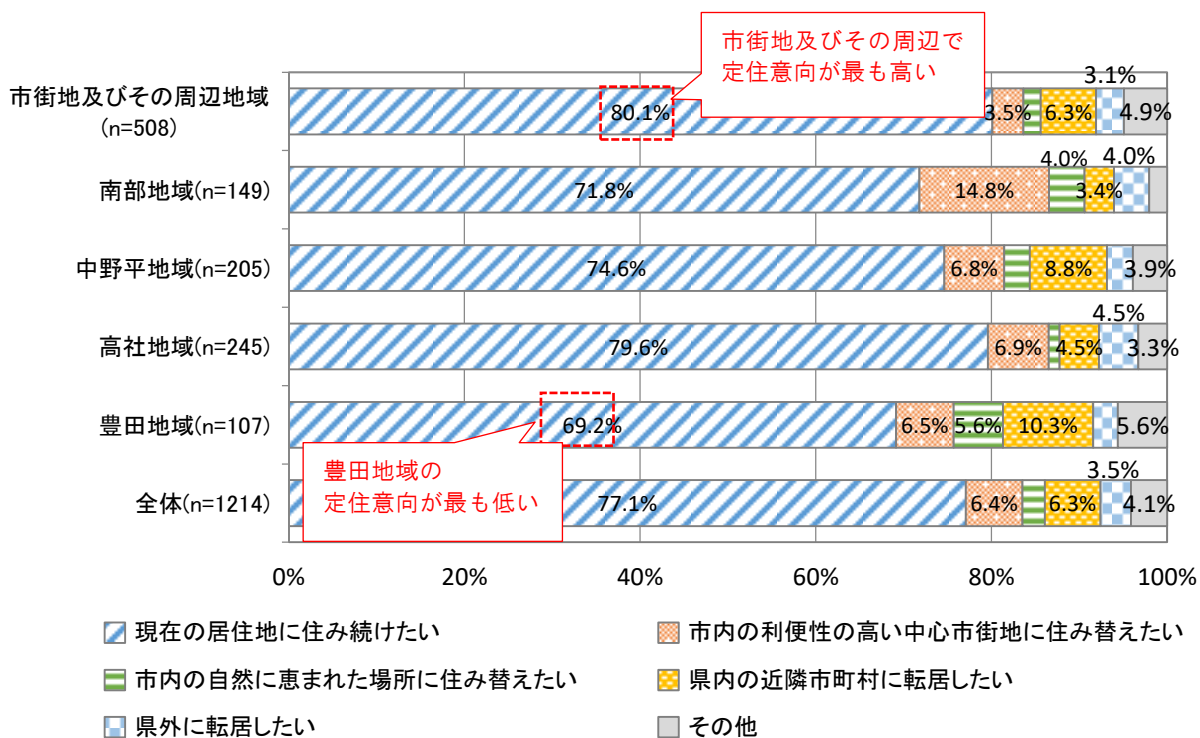


図 定住意向（地域クロス）

4-4. 外出する際に最も利用する交通手段

全体としては、8割以上が自家用車となっています。地域別でみると、路線バスの回答割合が最も高いのは豊田地域となっています。

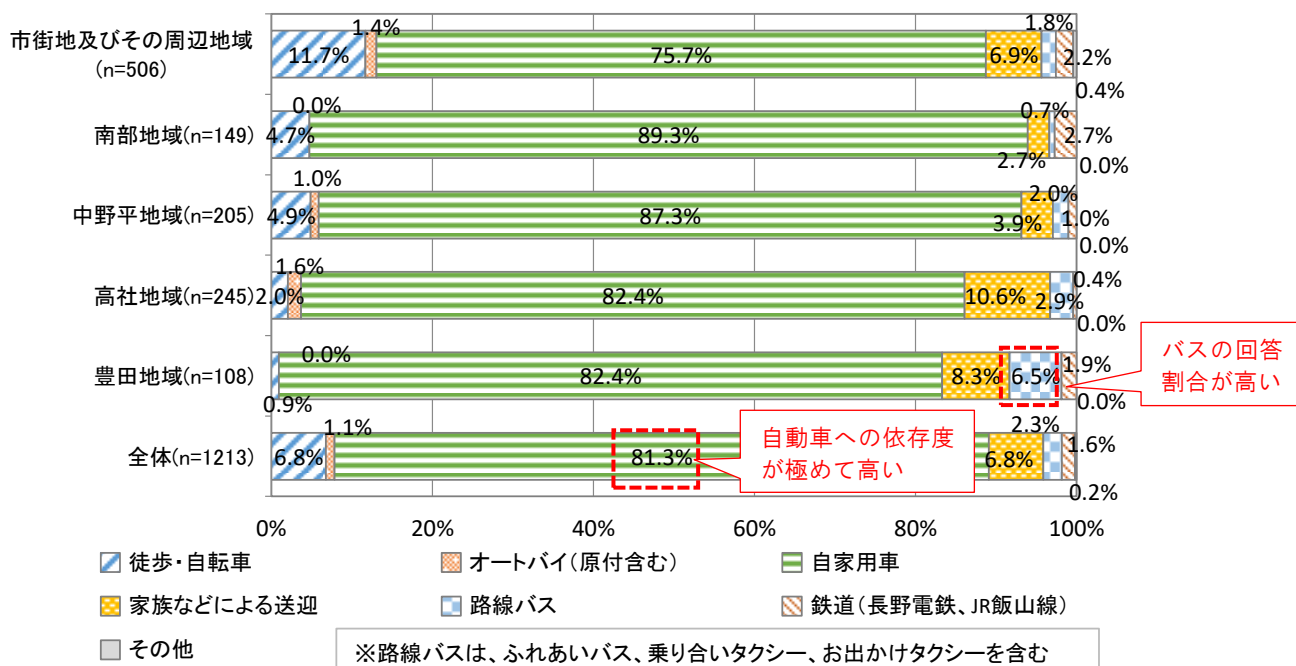


図 最も利用する交通手段（地域クロス）

年代別でみると10歳代と70歳代以外のすべての年代において、自家用車が概ね9割程度となっています。路線バスについては、60歳代未満の年代は1%未満となっています。また、70歳代以上でも約7割が自家用車と回答しており、高齢による免許返納後の移動手段確保が課題といえます。

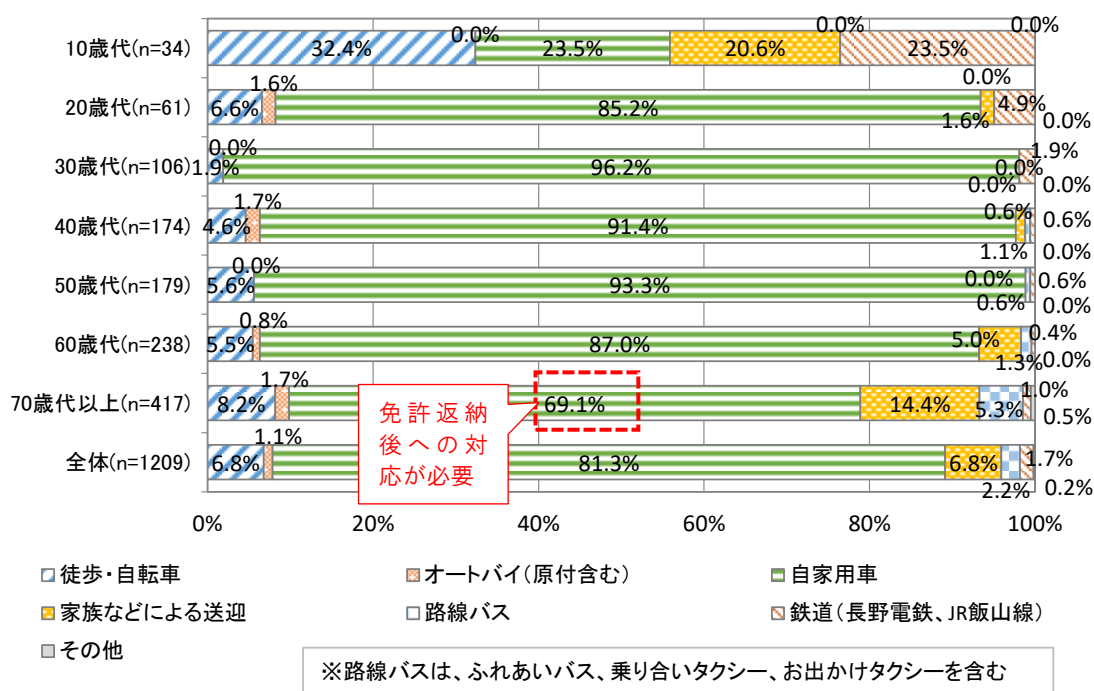


図 最も利用する交通手段（年代クロス）

4-5. 中心市街地で維持・充実すべき施設

中心市街地(信州中野駅周辺)で維持・充実すべき施設として、「総合的な医療サービスを受けることができる病院(64.7%)」、「生鮮食品や日用品が揃う商業施設(60.1%)」の割合が特に高く、市民生活を支える基幹的な機能の適正な配置が求められています。

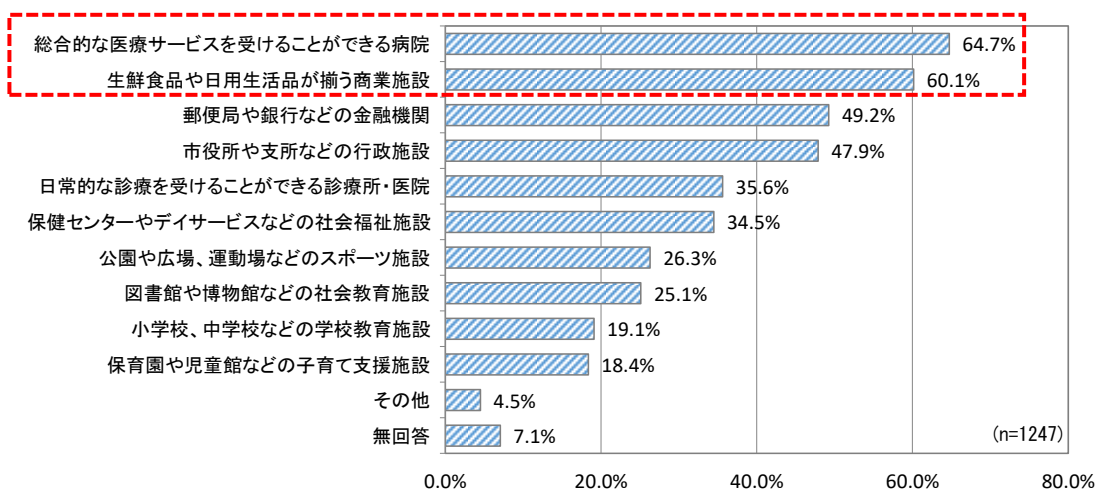


図 中心市街地で維持・充実すべき施設（5つまで回答）

4-6. 国道292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべきだと思う施設

国道292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設として、「生鮮食品や日用品が揃う商業施設(71.8%)」の割合が特に高く、次いで「公園や広場、運動場などのスポーツ施設(42.3%)」、「郵便局や銀行などの金融機関(40.3%)」の割合が高くなっており、自家用車での利便性が高い施設の立地が求められています。

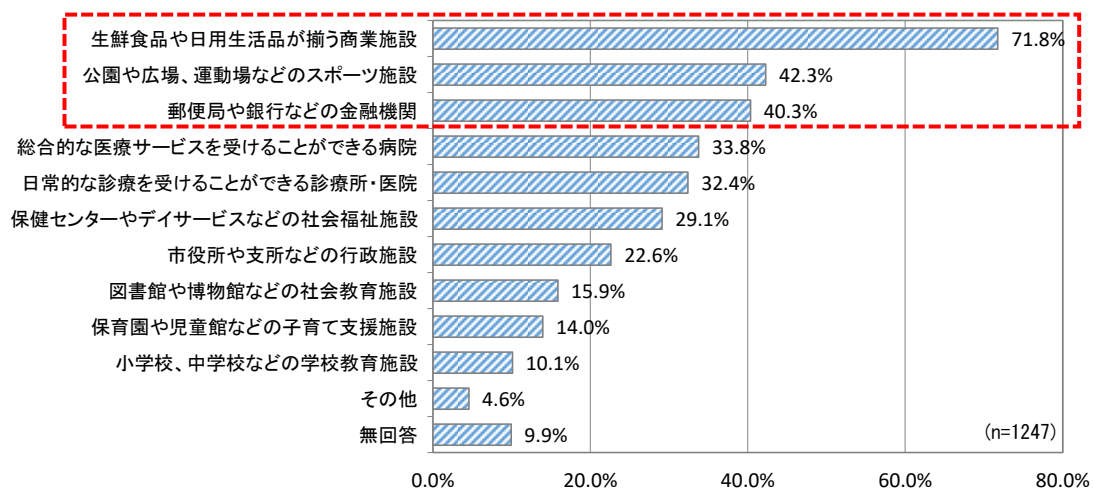


図 国道292号の沿道及びその周辺地域で維持・充実すべき施設（5つまで回答）

4-7. 防災・減災対策として、重視すべき取り組み

(1) ハード対策

ハード対策として、特に「主要河川や水路における河川改修などの氾濫対策(65.0%)」を重視している傾向があります。

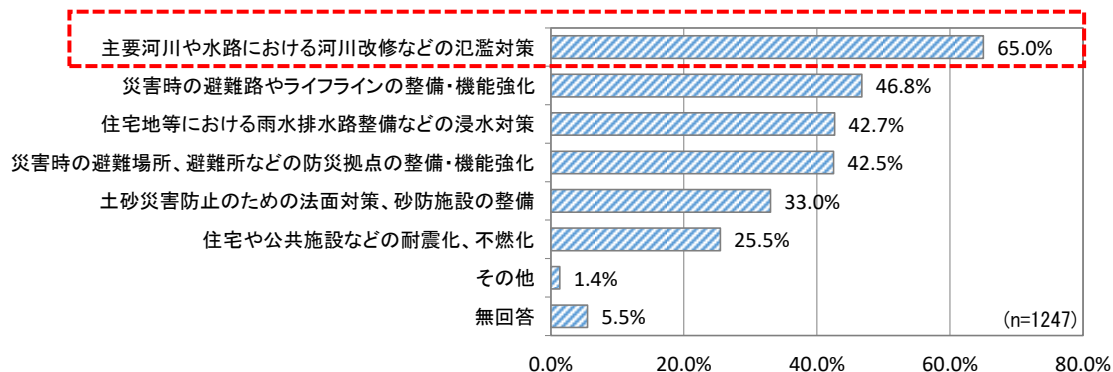


図 防災・減災に向けたハード対策（3つまで回答）

(2) ソフト対策

ソフト対策として、特に「防災行政無線や緊急メールなどの情報伝達手段を活用した、迅速かつ正確な情報発信(73.4%)」、「自力で避難することが困難な人が速やかに避難できる、支え合いの仕組みづくり(70.0%)」を重視している傾向があります。

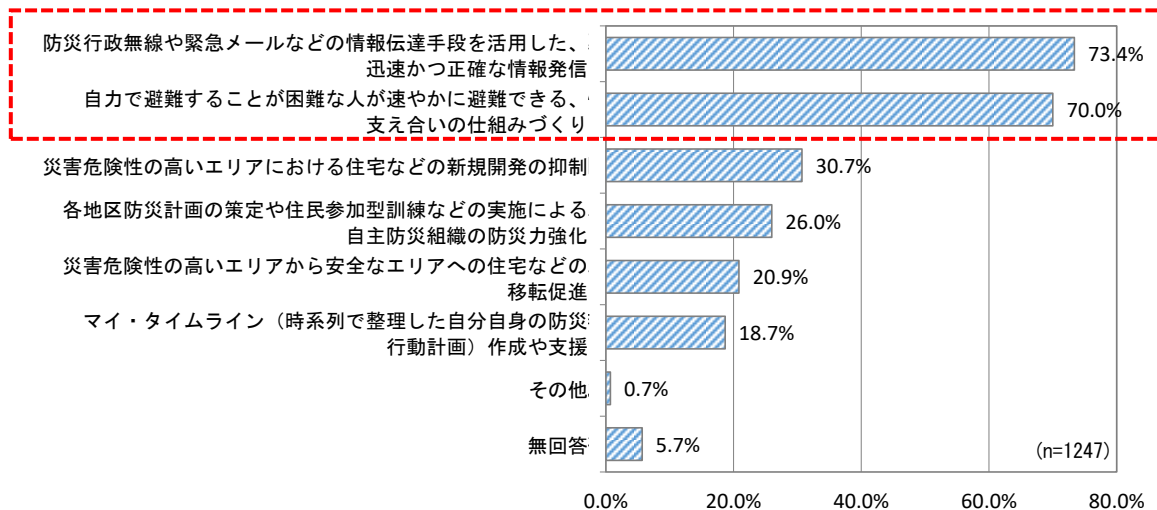


図 防災・減災に向けたソフト対策（3つまで回答）

5. 都市づくりの課題

5-1. 都市のまとめ



5-2. 都市づくり課題図

現在進行中のプロジェクトと併せ、即地的な都市づくりの課題を以下の図に整理しました。

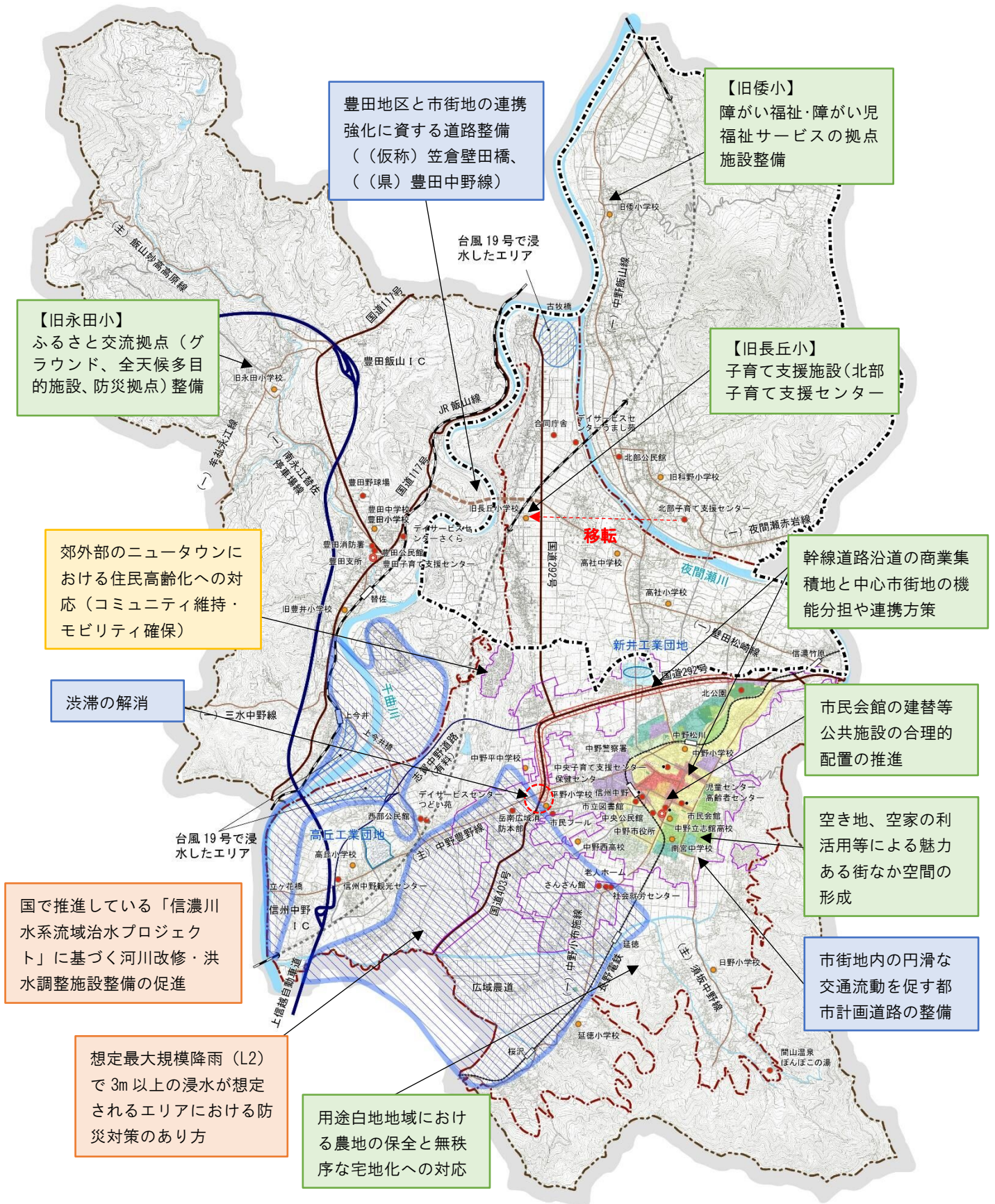


図 都市づくり課題図